

実施目標 7.2: 湿地に生息する生物種や湿地問題に関係した、共通の目的や目標の達成を推し進めるために、ラムサール条約と他の国際的・地域的な環境条約あるいは機関とのつながりを強化し、正式なものとする。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 7.2.1 情報交換や協力を促進するために、関係する条約との協議に参加し、あるいは新たな協議を提唱し、共同行動をとれる分野を開発する。 [ 常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の様々な関連条約については、下記の助言を参照。それに加えて、1998年12月には「協力の覚書」を砂漠化防止条約と調印した。これによって今後3年間は幅広く共同作業が実施されることになる。COP7では、「覚書」がラムサール条約事務局と世界遺産センター(7.2.4参照)との間で交わされている。決議 .4(付属書 )参照。</li> <li>• <b>目標</b> - ラムサール条約と砂漠化防止条約との共同作業計画。これは国際、国内、地方の各レベルにおいて、両条約が協力して実施することを目指すものである。</li> </ul>
<p>行動 7.2.2 他の条約及び国際団体パートナーと一緒にプロジェクト案を準備し、支援を得られるかもしれない援助機関に共同で提出する。[ 締約国、常設委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これはCOP6以降何度も行われ、今後も条約事務局によって遂行されていく。この行動は本質的に幾分機会をとらえて行うものとならざるを得ない。また、条約事務局の承認された作業計画に関わるものでなければならない。</li> </ul>
<p>行動 7.2.3 生物多様性条約との協力と協働を強化する。特に、国家生物多様性戦略に湿地への配慮を盛り込むこと、湿地に影響を与える作業計画の策定と実施に関して強化する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ラムサール条約は生物多様性条約と「協力の覚書」を結んでおり、両条約間で共同作業計画を準備した。これは1998年に開催された生物多様性条約COP4で承認された。決議 .4(付属書 )参照。</li> <li>• <b>目標</b> - 共同作業計画が完全に実施され、それが国際、国内、及び地方の各レベルで、両条約が協力して実施したものとなること。</li> </ul>
<p>行動 7.2.4 ラムサール登録湿地、世界遺産指定地、生物圏保護区のすべてに、あるいはそのいずれかに指定されている湿地について、「世界遺産条約」及びユネスコの「人と生物圏(MAB)プログラム」と協力する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7において、ラムサール条約事務局と世界遺産センターの間で「覚書」が交わされた。人と生物圏プログラムとの連携に関してはまだできていない。今後3年間の優先事項となる。</li> <li>• <b>目標</b> - 「人と生物圏(MAB)プログラム」との間に「協力の覚書」を交わすこと。それによって、ラムサール条約と「人と生物圏プログラム」、また世界遺産条約との間の共同作業計画につながる。この計画は国際、国内、地方の各レベルにおいて、これらの条約が協力して実施するものとなる。</li> </ul>

<p>行動 7.2.5 主として移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）、フライウェイ（渡り鳥の渡りルート）に関する協定やネットワーク、そして移動性の種を取り扱うその他の機構等との協力体制を通じて、複数の国家で共有される湿地生物種のための国際協力に対し、ラムサール条約の貢献度を高める（勧告 6.4）。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ラムサール条約は移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）と「覚書」を結んでいる（決議 .4）。</li> <li>• 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」は、ラムサール条約とボン条約との共同の取組の段階的拡大を提案している（決議 .19）。</li> <li>• <b>目標</b> - 両条約の共同作業計画。この計画は国際、地域、国内、地方の各レベルでこれらの条約が協力して実施するものである。</li> </ul>
<p>行動 7.2.6 「ワシントン条約」との相互関係を強化することによって、湿地に影響を与える野生生物の取引に関する問題にラムサール条約はさらに貢献する。[ 条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」はラムサール条約とワシントン条約との共同の取組の段階的拡大を提案している（決議 .19）。</li> <li>• <b>目標</b> - ワシントン条約との間に共同作業計画につながる「協力の覚書」。この計画は国際、国内、地方の各レベルでこれらの条約が協力して実施することを目指すものである。</li> </ul>
<p>行動 7.2.7 気候変動が湿地に影響を与える恐れがあるという観点から、「気候変動に関する国際連合枠組み条約」との連携をはかる。 [ 締約国、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これらの連携はまだ確立されていないが、今後の 3 年の間の優先事項となるであろう。</li> <li>• <b>目標</b> - 「気候変動に関する国際連合枠組み条約」との間に共同作業計画につながる「協力の覚書」。この計画は国際、国内、地方の各レベルでこれらの条約が協力して実施するものである。</li> </ul>
<p>行動 7.2.8 地域レベルで湿地の保全と賢明な利用に関わる条約及び機関との協力を拡大する。特に、「ヨーロッパ共同体」とは、生息地指令の湿地への適用、ヨーロッパ連合外の国々の湿地に対して生息地指令のような方策を採択し適用する件に関して協力を促進する。また、ヨーロッパ評議会の「ヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関する条約（ベルン条約）」とは、汎ヨーロッパ生物景観多様性戦略に関して、バルセロナ条約と地中海行動計画とは「地中海湿地フォーラム」の活動に関して協力を進める。西半球条約との協力、特に「地域海条約（Regional Seas Conventions）」に関して国連環境計画、そして「南太平洋地域環境プログラム（SPREP）」との協力も促進する。[ 締約国、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これらの連携はそれぞれ異なった発展段階にあり、今後 3 年間で資源的に可能な範囲で発展していく。</li> <li>• <b>目標</b> - ヨーロッパ共同体と「南太平洋地域環境プログラム（SPREP）」については「協力の覚書」を作成し、調印すること。そして、共同作業計画を作成し、実施すること。「地中海湿地フォーラム（Medwet）」に関しては、この重要なイニシアチブのために、長期的な資金源を確保し、今後も地域行動の新しいプログラムを開発し続けていくこと。名の挙がっている他の機関及び他にふさわしい機関があれば、そことも適切な協同関係を展開すること。</li> </ul>

<p>行動 7.2.9 例えば「国際サンゴ礁イニシアチブ」と「世界水協議会」等、湿地に関連する事項を扱う他の専門機関との協力を発展させる(決議 .23)。 [ 条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「国際サンゴ礁イニシアチブ」と、より緊密な協同関係を結ぶための取組を続ける。条約事務局は世界水協議会と地球水パートナーシップの会議の活発な参加者である。これらの会議に今後 3 年の間に参加するかどうかは、条約事務局に人材があるかどうか、またこれらのイニシアチブが将来どのように発展していくかによって決定される。</li> <li>• 目標 - これらのイニシアチブ及びその他の関連イニシアチブと、適切であれば、より緊密な協働関係を結ぶこと。</li> </ul>
---	--

実施目標 7.3: 開発援助コミュニティと多国籍企業が、途上国や市場経済移行国において、例えば「賢明な利用ガイドライン」などの、改善された湿地管理のやり方を確実に踏襲するようにする。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 7.3.1 開発援助機関に支援された、あるいは多国籍企業が始めた湿地プロジェクトの中で、代表的な模範例を特定する。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この行動の第一段階は COP7 会議文書 20.4 「ラムサール条約施行のために二国間及び多国籍援助機関から財政的支援を得る」で、部分的に検討されてきた。条約の活動への援助機関からの資金援助に関するこの検討作業の結論は、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)の中に記載されている。</li> <li>• 目標 - COP8 までにこの行動を完了すること。</li> </ul>
<p>行動 7.3.2 多国間及び二国間開発機関、さらに多国籍企業と共に、湿地の価値と機能を十分に認識するための活動において協力し(モントルー会議勧告 4.13)、OECDの開発援助委員会により出版された「熱帯と亜熱帯の湿地保全と持続的な利用を改善するための援助機関用ガイドライン」を考慮に入れて、湿地保全と賢明な利用が促進されるように、それら機関と企業の活動を改善することを支援する(勧告 6.16)。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条約事務局のこの分野における仕事は期待していた通りには進まなかった。これはこの重要な分野の仕事だけを担当する開発援助担当官を雇うだけの財源がなかったからである。</li> <li>• COP7 会議文書 20.4 に記されている条約の仕事に対する援助機関の支援を見直すに当たって、OECDのガイドラインも考慮された。この見直しの結論には、どのように援助機関から資金を調達するかに関する勧告も含まれている。「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)にこの結論が記載されている。</li> <li>• 多国籍企業の問題もこのガイドラインの中で取り上げられている。そこには、条約が自主的行動規範の概念を推進するよう勧告されている。</li> <li>• 目標 - 条約事務局レベルでは、この分野でもっと体系的に働く能力を強化する方法と手段を考えること。それによって、湿地保全と賢明な利用のための活動に対する援助機関からの支援を増やすことができ、また、湿地保護のための自主的行動規範を採用する多国籍企業が増えることにつながる。</li> </ul>

<p>行動 7.3.3 途上国がラムサール条約の下での責務を果たせるようにするため、二国間の開発プログラムを通じて、また多国間開発援助機関との相互協力によって支援を行い、実施された活動及びその結果を報告する(釧路会議勧告 5.5)。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記 7.4.2 から 7.4.6 までを参照。</li> </ul>
<p>行動 7.3.4 特に途上国の湿地に影響を与える可能性のある援助を行う、各国の援助機関の責務について、締約国が国際協力の分野の責務をどのように果たせばよいかという点に関するガイドラインを、COP7(1999年)の分科会での検討に向けて作成する。[ 常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)が準備され、COP7 で採択された。</li> <li>• 国内の機関については 7.3.1、7.3.2、7.3.3 を参照。</li> </ul>

実施目標 7.4: 特に途上国と市場経済移行国のために、条約の下での責務を履行するための資金を確保する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 7.4.1 各締約国は湿地の保全と賢明な利用のために予算を割り当てる。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 84 か国の締約国が湿地の保全と賢明な利用に関連した行動を支援するために、毎年政府予算を割り当てていると報告した。その中の 65 か国は、それがより大きな規模の環境予算の一部だと報告している。その一方で、19 か国ではこの予算は特定の湿地プログラムに配分されたものだという。12 か国は予算はより大きなプログラムにも、また特定の湿地プログラムにも組み込まれていると報告している。</li> <li>• 目標 - COP8 までに、すべての締約国で湿地のために予算が組み入れ、40 か国以上で特定の湿地プログラムに予算が配分されること。</li> </ul>
<p>行動 7.4.2 開発援助機関が資金提供する開発計画の中に、湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトを含め、それら援助機関が各締約国のラムサール担当省庁との協議を確実に行うようにする。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 73 か国の締約国が、湿地関連プロジェクトに援助機関からの支援を受けたことがある、あるいは現在受けていると報告している。</li> <li>• 湿地関連プロジェクトに援助機関から受けている支援レベルをさらに高めるための様々な措置が「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)で提案されている。</li> <li>• 目標 - この傾向が段階的に拡大していき、すべての適格な締約国が COP8 までに各種の主要湿地関連プロジェクトに援助機関から支援を受けられるようになること。特に、この支援が、適切だと考えられれば、以下の優先分野に対して拠出されること。それらの分野とは、政策策定、法的及び制度的検証、目録と評価、ラムサール登録湿地の指定と管理、研修と通信である。</li> </ul>

<p>行動 7.4.3 開発援助を行う多国間機関と、特にプロジェクト案件の選択、開発、評価に関して緊密な関係を保つ。[ 条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 7.2.3 参照。この 3 年の間に、人材に関する制約にもかかわらず、条約事務局はこれらすべての多国間機関と何らかの形の協働関係を確立した。これによって、事務局はこれらの機関に直接、間接の助言をますます提供しやすくなった。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、条約事務局のこの分野における能力を強化すること。そしてこれらの関係が頻度の高い、十分な対話と助言へと成長していくこと。</li> </ul>
<p>行動 7.4.4 湿地の保全と賢明な利用、そして「戦略計画」を実施する上で、途上国と市場経済移行国を支援するため、多国間及び二国間開発援助機関から直接援助を得るよう取り組む。[ 締約国、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14 の締約国が、湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトに特化した資金拠出を行っている二国間開発援助機関が国内にあると報告している。その中で、援助機関とラムサール条約担当政府機関との間に定期的な協議が行われるような体制があると報告した締約国は 7 か国にすぎなかった。</li> <li>• 決議 .19 と COP7 会議文書 20.4 はこれらの問題をより詳細に検討している。また、湿地関連プロジェクトのために「地球環境ファシリティ」にアクセスすることに関しては決議 .4 を参照。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、しかるべき締約国のすべての二国間援助機関が、湿地プロジェクトを特に対象とした資金を持つようになること。また、すべてのこれらの締約国が開発援助機関とラムサール条約担当政府機関が協議を行う機構を持つこと。</li> </ul>
<p>行動 7.4.5 他の機関からの資金援助を受けて湿地プロジェクトを展開するために、途上国と市場経済移行国を支援する。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これはますます一般的に行われるようになってきている。その際、条約事務局と国際団体パートナーの双方が、このような助言と支援を行う役割を担っている。</li> <li>• <b>目標</b> - 7.4.4 参照。</li> </ul>
<p>行動 7.4.6 湿地プロジェクトの案件選択、開発と評価にあたり、二国間開発援助機関を支援する。[ 科学技術検討委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これはますます一般的に行われるようになってきている。その際、条約事務局と国際団体パートナーの双方が、開発援助機関にこのような助言と支援を行う役割を担っている</li> <li>• <b>目標</b> - 7.4.4 参照。</li> </ul>

## 総合目標 8

条約にとって必要となる制度上の仕組みと資源を提供する。

実施目標 8.1: ラムサールの使命及び目標を最大限に達成するために、条約の制度と管理構造の評価を行い、必要があれば変更を行う。

行動	進捗状況、優先事項、目標
行動 8.1.1 COP7(1999年)から会議の再編成を行い、管理運営上の議題を扱う運営会議と、湿地保全と賢明な利用における優先事項を扱う分科会に分け、必要に応じ小規模な作業部会を加えた形にする。[常設委員会、条約事務局]	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設委員会はこの3年の間にCOP7の分科会の再編成を実施することを決定した。</li> <li>目標 - 常設委員会は締約国会議の仕組みと準備運営について見直し、会議の実施と効果を促進するための変更を採用すること。</li> </ul>
行動 8.1.2 締約国数の増加に伴い、常設委員会における地域区分及び代表者数の継続的な見直しを行う。[締約国会議、常設委員会]	<ul style="list-style-type: none"> <li>決議 .1「ラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務」参照。</li> </ul>
行動 8.1.3 COP7(1999年)までに、常設委員会の役割、責務、必要とされる財政措置を見直し、必要があれば変更を加える。[締約国会議、常設委員会]	<ul style="list-style-type: none"> <li>決議 .1 参照。上記参照。</li> </ul>
行動 8.1.4 毎回の締約国会議において、科学技術検討委員会の業務の優先順位を見直す。[締約国会議、常設委員会]	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先事項は条約の作業計画及び COP7 で採択された決議と勧告によって決定される。</li> </ul>
行動 8.1.5 作業計画の決定に従って、必要となる条約事務局の職制と人数を見直し、条約事務局と他条約の事務局や国際団体パートナーとの関係を見直す。[締約国会議、常設委員会]	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP7で採択された本文書と3年間の予算を熟考した上で考慮する(決議 .28)。</li> <li>決議 .4は条約事務局と他の条約の事務局との間の連携を見直すものであり、決議 .3は条約事務局と国際団体パートナーとの間の連携を見直すものである。</li> </ul>
行動 8.1.6 締約国会議で毎回「戦略計画」の実施状況についての評価を報告し、2回ごとの締約国会議で次期6年間(締約国会議2回分)の「戦略計画」の草案を準備する。[締約国会議、常設委員会、条約事務局]	<ul style="list-style-type: none"> <li>この文書は「戦略計画」が実施される最初の3年間の評価を提供している。</li> <li>COP7では、常設委員会は2003-2008年の「戦略計画」を作成するよう求められた(決議 .27)。</li> </ul>

<p>行動 8.1.7 常設委員会で検討し承認を得るため、締約国会議で採択された「戦略計画」と3年間の作業計画に基づき、条約事務局の年間作業計画を作成する。 [ 常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これはこの3年間実施されてきたことであり、次の3年間でも実行される。条約の3年間の作業計画は本文書をもとに決定される。この作業計画を下敷きに、条約事務局の年間計画が作成され、常設委員会の承認を求めることになる。</li> </ul>
<p>行動 8.1.8 条約事務局との調整を行いながら各地域での条約の施行状況を向上させるため、締約国または国際団体パートナーにおける連絡調整機構を開発する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• このようは機構の事例は数多くある。その中でも特に注目すべきはオーストラリアの環境庁であるオーストラリア環境省と、国際湿地保全連合オセアニア支部とのパートナーシップ関係である。この連携によって、国際湿地保全連合のオセアニア支部はオーストラリア環境省の建物の中にオフィスを持ち、太平洋諸島の湿地の保全と賢明な利用を推進し、東アジアオーストラリアの渡り鳥の渡りルート<sup>訳注</sup>の発展を促進するための資金、人的資源を得た。</li> <li>• 目標 - 各締約国がこの種の体制をさらに支援していくこと。</li> </ul>
<p>行動 8.1.9 政府機関、NGO、主要利害関係者、先住民、民間企業、利益団体、土地利用計画策定及び管理担当当局からの意見を取り入れたり、それぞれの代表が参加する機会を提供するため、国内ラムサール委員会の設立を促進する(釧路会議勧告 5.13)。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 4.1.2 参照。87 か国の締約国が、湿地関連行動に関わっている組織との協力関係を強化するための何らかの形の機構が出来上がっている、あるいは導入されつつあると報告している。その中の8 か国は国内ラムサール委員会が政府部門のみで構成されていると報告し、44 か国が政府部門及びNGOの代表者により構成された国内ラムサール委員会を有していると報告している。1995年の常設委員会において国内ラムサール委員会があると答えた国は21 か国にすぎなかったことを考えると、これは条約の中でも成果を上げている部分だと言える。</li> <li>• 目標 - COP8 までに、すべての締約国に調整機構ができること。より具体的には、国内ラムサール委員会が政府とNGOの代表者によって構成されている締約国の数が100 か国以上になること。さらに、COP8 までに、COP7 の時点で国内ラムサール委員会が存在すると答えたすべての締約国が、その効果を評価し終えていること。</li> </ul>
<p>行動 8.1.10 湿地の保全と賢明な利用に関係するすべての政府機関が条約の活動により活発に参画するようにするため、各締約国のラムサール担当省庁の見直しを行う。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内ラムサール委員会(4.1.1.及び4.1.2 参照)を有する国が増えているということは、多くの締約国において湿地とラムサール条約が主要関心事となっていることを示す。湿地が土地と水の管理における重要な要素であると考えられることが増えてきているのも、それを裏付けている(2.2.1と2.2.2 参照)。</li> <li>• 目標 - ここに明記されている行動に関しては、上記 4.1.1、4.1.2、2.2.1、2.2.2 を参照。</li> </ul>

訳注 渡り鳥ルート(ネットワーク)の開発

<p>行動 8.1.11 締約国会議用の国別報告書の見直し(決議 .21)を含んだ、ラムサール条約のすべての制度、機構、事業の効果と効率を評価するための手続きを確立し、それが定期的実施されるようにする。それによって発生する勧告を実行に移し、その結果を締約国会議及び常設委員会に報告する。[ 締約国会議、常設委員会、条約事務局 ]</p>	<p>この3年の間に、常設委員会は条約事務局の支援を受けて、下記を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設委員会の地域別構成と運営(決議 .1)</li> <li>・ 科学技術検討委員会の構成と運営(決議 .2)</li> <li>・ 国際団体と条約のパートナーシップ(決議 .3)</li> <li>・ 小規模助成基金の運用法(決議 .5)</li> </ul>
--	---

実施目標 8.2: ラムサール条約の活動を行うのに必要な資金を提供する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 8.2.1 条約の基本予算に対する拠出金が請求された際には、これを全額各年の始まりに速やかに支払うものとする。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほとんどの締約国が支払い額をきちんと支払っている。ただし、この3年の間は、いくつかの問題がこれに関して継続して起こっていた。COP7 会議文書 14 がこの問題を検討し、改善するための措置を提案している(予算事項に関する決議 .28 参照)。</li> <li>・ <b>目標</b> - この3年の間に、すべての締約国がすべての支払いを完全に期限内にすませること。常設委員会は未払いに対する罰則についての提案を COP8 で検討するために作成準備すること(決議 .28)。</li> </ul>
<p>行動 8.2.2 途上国と市場経済移行国からの常設委員会代表が、それぞれの地域全体において条約の活動と情報の伝達を調整する際に、効果的に機能できるようにするため、財政面及び人材協力の面で十分な支援を提供する。[ 締約国会議、常設委員会 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設委員会の委員の役割と責務の見直しについては、決議 .1 を参照。</li> </ul>
<p>行動 8.2.3 資金提供の見込みのある者にプロジェクトを説明する際、触媒的な役割を果たすのに十分な職員が条約事務局に確実に配置される。[ 締約国会議 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のところ、条約事務局にはこの業務のみを担当する職員はいない。事務局の幹部職員がこの役割も果たしている。</li> <li>・ <b>目標</b> - 条約事務局は2000年の1月1日までに開発援助担当官という役職を設けることを検討すること(決議 .28)。</li> </ul>
<p>行動 8.2.4 研修計画、教育・普及啓発活動、ラムサールのデータベースの開発、条約の広報戦略への資金手当を優先して行う。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締約国や民間企業からの数々の任意の寄付によって、この種の活動は支援されている。上述されているように、新熱帯区での「未来の湿地研修イニシアチブ」は米国からの支援、アフリカにおけるプロジェクトについてはスイス政府からの基金、地中海湿地フォーラムによる新規取組はヨーロッパ委員会と地中海湿地フォーラムの会員から、国際湿地保全連合オセアニア支部の活動はオーストラリア政府から、エビアンプロジェクトは多国籍企業のダノングループ、フランスの「地球環境ファシリティ」とフランスの各政府部局から、それぞれ支援されている。条約事務局の職員がオランダの陸水管理・廃水処理研究所(RIZA)が毎年主催している湿地管理のための国際コースを手伝っている。さらに、「ラムサール条</li> </ul>

	<p>約普及啓発プログラム」を実行するために必要な、条約事務局の能力強化のための資金調達も行われている(決議 .9 及び決議 .28)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>目標</b> - 以下の目的のために必要な資金を確保すること：他の地域で、地域研修イニシアチブ(「未来の湿地イニシアチブ」のような措置)を設立するため、条約事務局が「普及啓発プログラム」の実を進めるため、そして、ラムサールサイトのデータベースを条約の推進と計画策定ツールとして活用するために完全にオンライン化する構想を支援するため。</li> </ul>
--	--

実施目標 8.3: 国際団体パートナーと協力する利点を最大化する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 8.3.1 国際団体パートナーと共同で計画する仕組みを強化し、職員の出向を含め連絡と情報交換を向上させる。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常設委員会の第 21 回会議で、条約事務局と国際団体パートナーはこの問題を検討し、将来これらの計画策定を二国間ベースで実施することで最善の結果が得られるという点において合意した。</li> </ul>
<p>行動 8.3.2 資源の効果的利用を最大化し、取組の重複が起こらないようにするため、また特に賢明な利用ガイドラインについて新たな協力関係を結ぶため、国際団体パートナーとの正式な協約を見直し更新する。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条約事務局、IUCN、国際湿地保全連合、バードライフ・インターナショナル間で合意に達している。</li> <li>● 決議 .3 は条約が新たな国際団体パートナーを受け入れるかどうかという問題を検討している。</li> <li>● <b>目標</b> - すべての国際団体パートナーとの現在の協力体制を 1999 年 12 月 31 日までに、COP7 の決定に鑑みて見直すこと。</li> </ul>

実施目標 8.4: 湿地保全と賢明な利用のためのラムサール小規模助成金基金のため、最低年間百万米ドルを確保し(決議 5.8 と .6)、そしてこれら資金を効果的に配分する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 8.4.1 COP6(1996 年)後の最初の正式な常設委員会で承認し、すぐ実行に移すことができるよう、ラムサール小規模助成基金のため最低年間 100 万米ドルを確保するための戦略を策定する。[ 条約事務局、常設委員会、締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決議 .5 参照。</li> <li>● 小規模助成基金に年間どの程度の寄付が集まるかは、今も予測不能である。</li> <li>● <b>目標</b> - ラムサール小規模助成基金のため最低年間 100 万米ドルを確保するための体制を設けること(決議 .28)。</li> </ul>
<p>行動 8.4.2 COP7(1999 年)で、小規模助成基金の実績を批判的に評価する。[ 締約国会議、常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決議 .5 「ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金(SGF)に対する批判的評価及びその将来的運用」参照。</li> </ul>
<p>行動 8.4.3 小規模助成基金を高い水準で適用することを奨励し支援する。[ 常設委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これは条約事務局が継続して取り組んでいる仕事の一つである。</li> <li>● 決議 .5 にある小規模助成基金の見直しを参照。そこに今後 3 年間でこの分野で実施すべき改善措置が提案されている。</li> </ul>

## 決議 .28 財政及び予算

1. ラムサール条約の条文第 6 条 5 と 6 における財政条項を想起し、
2. 大多数の締約国が条約の基本予算に対する拠出を滞りなく支払っていることを謝意とともに認識し、
3. ラムサール条約第 7 回締約国会議文書 26 にあるように、ラムサール条約事務局によって実施されている活動に対して、ラムサール条約担当政府機関をはじめとして、開発援助機関等他の諸機関を通じ、多くの締約国によって追加の財政支援がなされていること、また NGO や民間からも財政支援が行われていることに、感謝の意をもって留意し、
4. IUCN (国際自然保護連合) がラムサール条約事務局に対して提供している効果的な財政上及び事務的支援を感謝をもってここにもう一度認識し、
5. 第 6 回締約国会議決議 .17 に基づいて、常設委員会が財政小委員会を設置したこと、また常設委員会の議長報告によると、この小委員会が効率的に機能し、常設委員会とラムサール条約事務局に対し貴重な指導と助言を提供したことに、満足の意をもって留意し、
6. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 8.2.4 の内容、「研修計画、教育と普及啓発活動、ラムサールのデータベースの開発、条約の広報戦略(現在、条約の「普及啓発プログラム」と呼ばれている)への資金手当を優先して行う」を想起し、

締約国会議は、

7. 1995-1997 年の 3 年間で、ラムサール条約事務局が条約の資金を慎重に管理し、毎年いくらかの繰越金を出したことに、喜びをもって留意する。
8. また、注意深い財政管理と為替レートによる差益によって、決議 .17 によって規定されたように、この 3 年の間にラムサール条約事務局が年間予算の 12 分の 1 に匹敵する額を予備基金として蓄えたことに、喜びをもって留意する。
9. 財政小委員会に過去 3 年間関わった各締約国、特に議長を務めた米国に、感謝の意を表す。
10. 決議 5.2 の付属書 3 にある「条約の財政運用のための要項」をそのまま、2000 年から 2002 年までの 3 年間にも適用することを決定する。
11. さらに、決議 .1 によって設立された財政小委員会は、その中で規定された役割と責任を持つものとし、今後も常設委員会の指導の下で運営されることを決定する。
12. 決議 .27 で採択された条約の「2000-2002 年作業計画」の最大限の実施を可能にするために、付属書 1 として添付されている 2000-2002 年の 3 年間の予算を承認する。
13. この予算に対する各締約国の拠出金額は、すでに国連総会で決定された国連加盟国の拠出に関する 2000 年の評価率(付属書 )、及び今後決定される 2001 年と 2002 年の評価率に基づくことを決定する。ただし、国連の基準を適用した際に年間の拠出金額が 1000 スイスフラン以下になる締約国の場合には、年間拠出金額を 1000 スイスフランとする。国連の基準を用いた場合のこれら締約国の拠出金額と、最低拠出金額 1000 スイスフランとの差額分は、ラムサー

ル条約事務局の開発援助担当官を雇用するための資金に充てられる。他の締約国については付属書 にあるように、今まで通り国連の評価率にしたがって拠出金額が決定される。

14. ラムサール条約事務局に対して、人的資源と財源が許す限り、事務局内に開発援助担当官を配置するために必要な、追加資金を確保するよう努力することを要請する。この目的は、開発途上国及び市場経済移行諸国による条約施行を推進するため、必要な資金を確保することである。
15. すべての締約国に対し、毎年1月1日に遅滞なく拠出金を支払うよう要求する。また、支払いが遅れている締約国に対しては、それらを解決するよう新たな取組を実施するよう要請する。
16. 常設委員会に、通常の締約国会議開催時点で支払いが2年以上滞っている締約国に対し、どのような対策をとりうるかについて、第8回締約国会議で提案できるよう準備することを求める。その際には、他の条約をはじめとした国連や他の政府間機関で実施されている対策を考慮に入れることとする。
17. ラムサール条約小規模助成基金の将来の運用に関連して、本締約国会議で採択された決議 .5を想起する。また、基金の規模を毎年100万米ドルにするという目標を条約が達成するのを支援するために、すべての締約国、援助機関、国際団体パートナー等に、拠出を考慮するよう要請する。
18. 「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)のために任意基金を設立することを決定し、常設委員会に基金の運用要項を準備し、1999年の常設委員会定例会議の際に採択することを求める。また、各締約国、NGO、各種財団、民間企業や他の機関に対し、基金への拠出を促す。
19. 条約、民間企業及び他の機関が、「水資源及び水質の保全」プロジェクトにおいて協力関係を結ぶことを歓迎する。また、ラムサール条約事務局が今後も条約の使命達成のために、民間企業との協力関係樹立、あるいは資金提供を受ける可能性を検討していくよう奨励する。
20. ラムサール条約事務局が過去3年間実施してきたインターンシップ計画が、効果的な研修制度であり、条約事務局の地域担当官の業務を助ける効率的な仕組みであることを承認する。また、各締約国にこのプログラムの継続と拡大を支援するための追加的拠出を要請する。
21. 常設委員会に、各締約国会議で採択される条約の作業計画、勧告、決議をもとに、ラムサール条約事務局、常設委員会、科学技術検討委員会が実施すべき行動を挙げ、優先順位を付けるよう指示する。これは締約国会議後の常設委員会定例会議で提出され、それには、採択された予算からの資金をどの業務に割り当てるべきかが示されるものとする。
22. ラムサール条約事務局に対して、締約国会議ごとに、過去3年間の間に予算が割り当てられ、完了した行動(第21節に基づいて挙げられた行動)、計画はされていたが実施されなかった行動、そして計画が完了しなかった場合にはその理由を報告するよう指示する。
23. ラムサール条約事務局に対して、これまで通り締約国会議ごとに、基本予算に関するデータに加えて、前回の締約国会議以降受け取ったすべての追加的拠出の概要についても提出するよう求める。
24. さらに、ラムサール条約事務局に対して、基本予算から予算が割り当てられてはいないが、

作業計画の要素をより良い形で実施するために優先される活動を特定し、そのための費用を計算するよう求める。また、常設委員会と協力して、資金提供者や寄付を集めるようにし、この最新の評価については各常設委員会会議と締約国会議に提出するよう求める。

## 決議 .29 開催国への感謝

1. 今回初めて新熱帯区の開発途上国で締約国会議を開催し、
2. 111 か国の締約国及び 14 か国のオブザーバー国からの参加者 1000 人を超える締約国会議を組織するには、相当な尽力が必要であったことを十分意識し、
3. 大勢の人が参加しやすいように、参加者の到着時にビザを発行するという特別措置をコスタリカ政府当局がとったことに満足の意をもって留意し、
4. 自然保護と持続可能な自然資源管理の分野におけるコスタリカの先進的政策と実践の中でも、もっとも効果的な方法で条約の施行を図るコスタリカの努力について詳細な情報を受け取ったことで、

締約国会議は

5. コスタリカの自然保護と持続可能な自然資源管理へのパイオニア的な取組を祝福する。
6. コスタリカ政府、中でも環境エネルギー省の、締約国会議を開催するにあたっての卓越した仕事に対し心から感謝の意を表す。
7. また、会議の編成を支援してくれたコスタリカの NGO と民間企業に対し、また、各種能力を生かしてラムサール条約第 7 回締約国会議の成功に貢献してくれた 100 人を超える地元のスタッフに対し、すべての参加者を暖かくもてなしてくれたコスタリカの人々に対し、心から感謝の意を表す。
8. さらに、ラムサール条約第 7 回締約国会議開催のために、開催国とラムサール条約事務局を援助してくれたコスタリカ以外の締約国及び NGO、民間企業に感謝の意を表す。

## 決議 .30 ラムサール条約におけるユーゴスラビアの扱い

1. ラムサール条約第7回締約国会議会議文書23の条約におけるユーゴスラビアの扱いに言及し、
2. 締約国である「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」がもはや存在せず、5 か国に分割したことに留意し、
3. 通常このような場合はその後に成立した国がそのまま条約義務を引き継ぐことを考慮し、
4. ユーゴスラビア社会主義連邦共和国分割後の3 か国が締約国であることを認識し、

締約国会議は

5. 他の国々もすでに行ってきたように、ボスニア・ヘルツェゴビナとユーゴスラビア連邦共和国に対して、ラムサール条約を引き継ぐ旨の通知を寄託者に提出するよう要求する。

## 勧告 7.1 泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画

1. 世界の泥炭地の賢明な利用、持続可能な開発、及び保全についてのさらなる協力を奨励した勧告 6.1 を想起し、
2. IUCN生態系管理委員会による「東南アジアを中心とした熱帯森林性泥炭地の管理ガイドライン」の刊行、国際泥炭湿地協会による「泥炭地の賢明な利用に関する声明」、国際湿原保全グループが作成中の「泥炭地の賢明な利用ガイドライン」、そして国際湿地保全連合や他の機関が実施してきた、国家レベルや地域レベルの泥炭地の賢明な利用と管理に関するガイドライン、計画、政策を支援する数々の新しい事業を例として、1996年の第6回締約国会議以降に積極的な対応と先駆的活動を行った多くの機関を祝福し、
3. 泥炭地のような自然資源を利用するに当たっての、各国の発展のための経済的及び社会的必要性と、環境保全目標との間の熟慮されたバランスを誓った「アジェンダ 21」を想起し、
4. 泥炭湿地火災等、人間が原因となって引き起こされる世界中の著しい炭素損失の影響について、世界的に認識が低いことに懸念を表し、
5. すべての湿地における炭素の貯蔵や隔離といった問題が、気候変動に関する国際連合枠組み条約の「京都議定書」に関する世界的議論の中心課題として含まれる必要性を十分に意識し、
6. 多くの国々で、指定されたラムサール登録湿地の数が増加しており、それらが泥炭地生態系を含んでいる、あるいは泥炭地生態系が主要な湿地となっていること、したがってラムサール条約「1997-2002年戦略計画」で、泥炭地がこれまで「国際的に重要な湿地」リストへの登録が少なかったタイプの湿地であるとされたことに対応していることを歓迎し、
7. 泥炭地生態系とそれに伴う自然資源の持続可能な開発、賢明な利用、保全の促進強化に対し、政府、民間、環境NGOの各部門において国際的に大きな関心が集まっていることに満足をもって留意し、

締約国会議は、

8. すべての泥炭地タイプの目録作成と評価を支持すること、さらに適切な場合には、「国際的に重要な湿地」のリストに含めるよう、自国内の泥炭地生態系を追加登録することに、今後も高い優先度を与えるよう各締約国に求める。
9. 締約国、国際団体パートナーやその他の関連組織に対し、世界の泥炭地の機能と価値についての認識と理解を高めるための行動、また熱帯及び亜寒帯の泥炭地のように、特に危険な状態にある地域を保護するための行動を緊急にとるよう要請する。
10. 本勧告の付属書として添付される「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」の草案を支持し、締約国や他の関連組織に対して、草案をさらに改善し、その「実施戦略」を支持する適切な事業や活動のための資金を確保する点で、協力するよう勧告する。
11. ラムサール条約の科学技術検討委員会及び国際団体パートナーに対して、この「行動計画」が完成した後、以下の各事項の進展に関して、締約国による行動計画の評価を支援するよう促す。

- i) ラムサール登録湿地として泥炭地を指定するための追加ガイドライン
  - ii) 国及び地域における泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、管理のためのさらなるガイドライン
  - iii) 泥炭地の開発や復元の技術を、途上国及び市場経済移行国へ移転するための先駆的行動
  - iv) 泥炭地タイプとその生態学的特徴の標準化された、かつ世界的に適用可能な分類法
12. この「地球的行動計画」草案における協力者に対して、そのさらなる進展、特に「実施戦略」及び「世界泥炭地パートナーシップ」設立における進展を、2000年8月にカナダのケベック州で開催される「ミレニアム湿地イベント」で報告すること、また「地球的行動計画」に修正を加え、2002年のラムサール条約第8回締約国会議において検討そして採択されるように準備を進めることを求める。

## 付属書

### 「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」 草案

#### 序文

1. ラムサール条約第6回締約国会議を前にした1996年3月、一連の関連機関が「世界の湿原と泥炭地保全に関する国際会議」(Rubec 1996)を組織するために協力した。これは、泥炭地と湿原の持続可能な開発、賢明な利用、保全及び管理のための行動の必要性に世界の関心を集めることに焦点を当てた、一連の国際的作業会議のうちの一つであった。それらの会議には、「第6回国際湿原保全グループ会議」(Moen 1995)や、「泥炭地会議」(Parkyn, Stoneman and Ingram 1997)等がある。その結果として、泥炭地は「国際的に重要な湿地のリスト」による世界的な湿地ネットワークの中では、あまり取り上げられていないタイプの湿地であることが認識された。NGOによって現在実施されている様々な取組によって、「世界の泥炭地の賢明な利用行動計画」、泥炭地生態系管理のための地域及び国のガイドライン(例えば Maltby 1995; Safford and Maltby 1998)、そして協力機関となりうる諸機関の間の協力において、何がそれらの要素となるかが特定されてきた。
2. 気候変動枠組み条約第4回締約国会議(1998年11月、ブエノスアイレス)において、炭素固定化が「京都議定書」履行を促す重要な仕組みの一つとして注目を浴びつつあるのは明らかであった。これは本質的には、泥炭地にある炭素資源の賢明な利用、そして炭素クレジットの国際的取引機構の実施可能性を、考慮に入れなければならないものだ。泥炭地は、世界の炭素貯蔵場所の構成要素となりうるもので、価値ある経済資源であると認識されてきた。気候変動、湿地、生物多様性、そして国際取引の問題に関わる様々な条約の中で培われてきた、経済と環境の課題を結びつける構成要素の一つとして、泥炭地タイプの認識を促進しようと、現在多くの部門で国際的な議論が進められている。
3. こうして、気候変動、炭素貯蔵、賢明な利用、泥炭地の持続可能な管理といった課題が、1999年5月7日から9日の間、コスタリカのサンホセで開催される「第13回地球生物多様性フォーラム」の泥炭地ワークショップの主要な構成要素とすることが提案された。このワークショップはIUCNと多数の協力機関の後援により準備された。ワークショップでは、「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」の草案が検討された。
4. この「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」で提案される内容は、これまでに開催された次のような国際会議で検討された考え方を勧告案の形でまとめあげたものだ。

1994年	ノルウェーのトロントハイムで行われた第6回国際湿原保全グループシンポジウムにおける「トロントハイム宣言」(Moen 1995)
1995年	スコットランドのエジンバラで開かれた国際泥炭地会議の「エジンバラ宣言」(Parkyn <i>et al.</i> 1997)
1996年	オーストラリアのプリズベンで開かれた国際泥炭地及び湿原保全ワークショップ(Rubec 1996)で提案された、「泥炭地及び湿原保全に関する地球的行動計画」(Lindsay 1996)
1996年	ラムサール条約第6回締約国会議の勧告6.9及び「1997-2002年戦略計画」
1997年	ドイツのスールヴォルトで開かれた国際泥炭湿地協会と国際湿原保全グループの共同作業会議の勧告(Rubec 1997)
1998年	IUCN生態系管理委員会の報告書「東南アジアを中心とした熱帯森林性泥炭

地の管理ガイドライン」(Safford and Maltby 1998)

### 1999年ワークショップの目的

5. 1999年5月7日～9日に開催された「第13回地球生物多様性フォーラム」の泥炭地ワークショップは以下の目的を持っていた。
  - i) 世界的な泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、保全のための戦略を作成するため、そして協力を推進するためにこれまで行われてきた活動の状況を概観する。
  - ii) そのような戦略を実施するため政府、民間企業、非政府機関の間の地球規模の協力関係を築く。
  - iii) 気候変動枠組み条約の下での京都議定書の実施や炭素貯蔵といった課題における、国際協力を支援する機構を探る。

### 行動計画の協力機関

6. 世界泥炭地行動計画における協力機関は多数のネットワークや組織を含むものとなりうる(これは包括的なリストではない)。
  - i) IUCN生態系管理委員会
  - ii) ラムサール条約及びその締約国
  - iii) 国際湿原保全グループ
  - iv) 国際湿地保全連合
  - v) 国際泥炭湿地協会
  - vi) 湿地科学者協会
  - vii) 地球環境ネットワーク
  - viii) 米国湿地科学政策研究所

### 主要な問題と機会

7. 泥炭地もしくは湿原行動計画を策定しようとする様々な取組がこれまでも行われてきた。Lindsay (1995)が提示した質問を基にして、次の6項目の問題が、現在の世界的な状況に合致したものと思われる。
  - i) 世界の泥炭地及び湿原の資源は現在どのような状況にあるか。
  - ii) この資源の生態学的及び経済的な特徴はどれほど正しく把握されているか。
  - iii) 泥炭地は現在、どのように、またなぜ利用されているか。
  - iv) 我々はなぜ泥炭地や湿原を持続可能なやり方で利用するべきか。
  - v) 泥炭地や湿原は、どのように保全され、賢明に管理されるべきか。
  - vi) 成功しているかどうかを知るためには、こういったモニタリング手段が必要か。
8. 想定される「世界泥炭地行動計画」は一連の「機会」に焦点を当てており、それぞれについて、議論のためにいくつかの勧告がまとめられている。これらの勧告は全般的に、上述された過去のいろいろな国際会議や刊行物の中で提示されたものから作られている。これらのリストによって、多くの出典からの既存の勧告のいくつかをまとめることができ、8項目の機会としてそれぞれのテーマが挙げられている。
9. こうして「行動計画」の草案は、様々な問題に取り組むための以下のような8つの機会を提示している。

- (1) 泥炭地に関する言葉の定義を理解すること
- (2) 世界の泥炭地及び湿原のデータベース
- (3) 世界的な泥炭地モニタリング及び普及啓発計画
- (4) 賢明な利用の概念を理解し標準化すること
- (5) 政策及び立法上の手段を用いること
- (6) 国及び地域の泥炭地管理ガイドライン
- (7) 研究と協力のネットワーク及び情報センター
- (8) 計画と研究の優先順位の明確化

#### 機会 1： 泥炭地に関する言葉の定義を理解すること

10. 英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、フィンランド語、ドイツ語といった各種言語を通じて一貫した、泥炭地と湿原の用語と分類法を世界全体で理解し標準化する。

##### 行動：

- 1.1 世界中の泥炭地と湿原の、各地域での利用、目録作成、管理の現状について、一連の情報出版物を作成し、世界各国に配布する。
- 1.2 国際泥炭湿地協会、IUCN、国際湿地保全連合、国際湿原保全グループ等の機関やラムサール条約締約国といった協力機関の支援を得て、
  - i) 効果的な連絡網を確立する。
  - ii) 泥炭地の分類と用語についての、対象を絞った出版物を作成する。
  - iii) 泥炭地の賢明な利用、持続可能な開発、管理、保全に関する文献のデータベースを作成する。
  - iv) 泥炭地の保全に関する用語について、合意が形成された最新の定義を示す、「泥炭地用語辞典」を、理想的には数か国語で出版する。
- 1.3 国際湿原保全グループや国際泥炭湿地協会等の関連協力機関は、泥炭及び泥炭地、湿原の用語をまとめ、その用語集の共同出版に向けて準備するための共同作業部会を組織する。
- 1.4 共同作業部会は、適切な時期にこのテーマでの小規模な国際ワークショップまたはシンポジウムを企画準備する。
- 1.5 協力機関は、泥炭及び泥炭地用語集といった出版物刊行を、「国際泥炭ジャーナル」のような既存の学術雑誌の特別号として企画する。
- 1.6 協力機関は、世界の湿原のタイプ及び湿原地域に関する報告書を作成する。
- 1.7 「世界泥炭地行動計画」の協力機関は、2000年8月にカナダのケベック州で開かれる「ミレニアム湿地イベント」で、「泥炭地/湿原評価のためのモデルとシステム」そして事例報告を公表するためのワークショップ開催のために協力する。

#### 機会 2： 世界の泥炭地及び湿原のデータベース

11. 炭素貯蔵を含めた、泥炭地と湿原の生態学的特徴と分布に関する世界規模のデータベース構築が不可欠である。

12. 泥炭地の地球規模の分布に関する広範な情報が、いくつかの地域的、世界的調査にまとめられている。例えば国際泥炭湿地協会発行の「世界の泥炭資源」(Lappalainen 編 1996 年)や、国際湿原保全グループとノルウェーのトロントハイム大学発行の「ヨーロッパの湿原：分布と保全状況」(Lofr th and Moen) (印刷中)がある。国際湿地保全連合とラムサール条約も、世界自然保護モニタリングセンターのような機関と協力して、地球全体での湿地資源の状況について報告を作成中である。炭素貯蔵に関する地球規模のデータベースも、気候変動に関するいくつかのプロジェクトで進展してきてはいるが、まだ初歩的な段階にあり、不十分な場合が多い。
13. 国際湿地保全連合が管理している「ラムサール登録湿地データベース」は、世界各地のほぼ1000か所にのぼるラムサール登録湿地についての記載情報を持っている。このデータベースに挙げられる登録湿地数は、今後10年間で2000か所にまで増加するものと予想されている。これらの湿地の多くは泥炭地である。このデータベースで識別される泥炭地の性質について不足している情報について分析し、今後の方針を検討する必要がある。

**行動：**

- 2.1 生物地理区をまだ特定していない国は、必要な情報を得るためのプログラムを開始するよう考慮する。適切な場合には近隣諸国との協議をしながらこれを行う。こういった情報は、世界的に標準化された枠組みの中で、データの統合、一本化を図るために不可欠である。
- 2.2 ラムサール条約締約国、ラムサール条約科学技術検討委員会、ラムサール条約事務局、国際泥炭湿地協会、国際湿原保全グループ等の関連協力機関は、世界各地の泥炭地調査の範囲と研究レベルを検討し、今後の目録作りが必要な地域を特定する。

**機会3：世界的な泥炭地モニタリング及び普及啓発計画**

14. 世界的な統計資料の統合化、そして泥炭地資源の利用、生態学的特徴の変化、復元と機能回復に関する「世界の現状と傾向調査」を行うことが必要である。そうした情報は、泥炭地の機能と価値について報告を行い、認識を向上させる上で基本的なものである。

**行動：**

- 3.1 ラムサール登録湿地を含む泥炭地の生態学的特徴の維持に役立つような今後の研究を企画する際に、優先されるべき分野を特定することを特別な目的として、泥炭地生態系が現在どのように理解されているかを見直す。
- 3.2 国際的にも、また各国内でも、特に泥炭地に関連した教育及び解説のための一連の活動を開始する。ラムサール条約の各締約国は、泥炭地生態系のために実現可能な活動に関して、専門的NGOの支援を得て、以下の項目についての情報及びとりうる活動の選択肢を調べる。
  - i) 現行の教育プログラムとカリキュラムとの連携
  - ii) 地元のまたは地域の泥炭地生態系のもつ便益と価値について、地域住民に理解してもらい認識を深めてもらうための教育プログラムや展示会の提案
  - iii) 国または世界的な経済体制における泥炭地資源の重要性

#### 機会 4： 賢明な利用の概念を理解し標準化すること

15. ラムサール条約の下で定められた定義と原則に合致する形で、泥炭地の賢明な利用の概念について、現在の理解及び合意事項を統合することが必要とされている。国際泥炭湿地協会と国際湿原保全グループが、この課題に取り組んでいることは注目に値する。国際泥炭湿地協会は最近、その機関誌「ピートランド・インターナショナル」(1999年1月号)の記事で賢明な利用に関する声明を発表している。

##### 行動：

- 4.1 ラムサール条約の締約国は、湿原や泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、管理、保全に関する国際的な問題が、ラムサール条約をはじめ生物多様性、気候変動、砂漠化防止等に関する国際条約の会議での議論と、それらの会議のために作成される決議案とに必ず盛り込まれるようにする。
- 4.2 各国レベルでの持続可能な開発をうたった国連「アジェンダ 21」に合致する形で、世界の泥炭地資源の賢明な利用と管理を支持できるよう、国際条約、協定、規則等を効果的に利用する。

#### 機会 5： 政策及び立法上の手段を用いること

16. 持続可能な開発、賢明な利用、保全という目標に合致し、賢明な利用に向けた明確な目標と目的並びに戦略を明示した、国の泥炭地政策を策定する必要がある。加えて、泥炭地の持続可能な管理及び保全策を強化しうる法律と制度の見直しを、国内及び国際的レベルで考慮する。

##### 行動：

- 5.1 泥炭地の持続可能な利用と管理を確かなものとするために策定された、国の政策や規則の枠組みが効果的に運用されているかを見直し、現在保護されている泥炭地のネットワークが不十分なものと国内で合意されている場合には、これらの政策や規則を強化する。
- 5.2 協力機関は地球規模及び国レベルでの、「泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、管理のための行動計画とガイドライン」の作成を進める。こういった「行動計画」の全体的な目的には、以下の各事項を含む。
- i) 国レベルでの目標の実施を通じ、泥炭地及び湿原の機能と価値の持続可能性を促進する。
  - ii) これらの国々によって行われた泥炭地と湿原についての誓約について、国際条約や協定、持続可能な開発を支援する合意や規則の履行を通じて、その実現を促す。

#### 機会 6： 国及び地域の泥炭地管理ガイドライン

17. 国または地域レベルの「行動計画」実施のために、泥炭地の管理システム、ガイドラインそしてモデル作りが必要である。IUCNの生態系管理委員会が、「熱帯森林性泥炭地の管理のためのガイドライン」についての小冊子を最近出版した(Safford and Maltby 1998)。このガ

イドラインは国または地域レベルにおいて、他の泥炭地タイプに応用するための事例となりうる。

**行動：**

- 6.1 協力機関は、「泥炭地管理のためのガイドライン」を含む、国及び地域レベルで「泥炭地行動計画」を策定し実施するため、開発援助機関への提案を作成する。これは、亜寒帯のヨシ・スゲ湿原、沿岸マングローブ系、熱帯泥炭沼沢地林等、泥炭地が景観の重要な要素を構成するすべての国々に適用される。この点に関して、「熱帯森林性泥炭地の管理のためのIUCNガイドライン」は一つの例となる。

**機会7： 研究と協力のネットワーク及び情報センター**

18. 共同プロジェクト開発や関連機関の間の努力を統合し、そうすることにより共通の目的意識を培うために、研究やプログラム協力のための泥炭地ネットワーク及び情報センター作りが必要である。

**行動：**

- 7.1 泥炭地についてその持続可能性、資源の賢明な利用、管理、保全手段を促進するため、主要な国際団体の中に場所を借り、国際的調整を行う事務所とその機能を確立する。この実施とそのための資金確保は、協力機関や、ラムサール条約及び生物多様性条約の締約国で広大な泥炭地の景観を有する国々と協力して行う。
- 7.2 泥炭地の持続可能な開発、保全、資源利用の問題に関わる機関の間における、国際協力と情報交換のさらなる強化を積極的に支持する。
- 7.3 大学、産業界、政府間のネットワークにおける研究能力を高めることを通じ、世界の泥炭地と湿原の生物多様性と生態学的特徴をさらに理解し、研究する必要がある。これには、泥炭地に関する情報センターの設立や、泥炭地の生態学、科学、技術における研修の大幅な拡大が含まれる。
- 7.4 ラムサール条約は地球規模の泥炭地の問題に関して、利害関係者や、国際泥炭湿地協会、国際湿原保全グループ、IUCN、国際湿地保全連合のような専門機関やネットワークと協力して、これまで以上に積極的に指導的役割を果たす。
- 7.5 国際泥炭湿地協会、国際湿原保全グループ等の協力機関やその他の機関、そしてラムサール条約の締約国の支援を得るとともに、次のような方法によって、地球全体の泥炭地に関してより効果的な連絡網を構築する。
- i) 泥炭地に関する電子メールとインターネットのネットワーク構築
  - ii) 個々のプロジェクトごとに、プロジェクトを発注する機関や政府に対して、最善の実施方法についてガイダンスや助言を提供できる泥炭地の専門家の、ネットワークの特定と強化
- 7.6 泥炭地問題に関心を持つすべての機関は、世界の泥炭地資源の賢明な利用を促進するために、国際生態学会、湿地科学者協会、国際泥炭湿地協会、国際湿原保全グループと協力して、2000年8月6日～12日に開催される「ミレニアム湿地イベント」に積極的に参加する。

7.7 国際作業部会は、「世界の泥炭地及び湿原の持続可能で賢明な利用のための討議用資料とガイドライン」を作成する。国際泥炭湿地協会や国際湿原保全グループのような専門機関は、この資料の項目内容案を作成する。その後各機関は、この相互に合意した一連のテーマについて主導的役割を發揮し、資料の各セクションを執筆する。これらの寄稿原稿は、総合資料としてまとめられ、ラムサール条約等の機関と協力して刊行され全世界に配布されるものとする。

7.8 泥炭地に関わる機関は、それらの評議委員と招待参加者による合同会議を毎年少なくとも1回開催し、お互いに関心のある重要な課題に焦点を当てる。これには、1997年11月に開催された国際泥炭湿地協会/国際湿原保全グループの合同ワークショップの例とその時の経験が土台となる。

7.9 国際泥炭湿地協会と国際湿原保全グループは、ラムサール条約、国際湿地保全連合、IUCN湿地プログラム、湿地科学者協会、国際生態学会等の適切な機関または団体との情報の連携を強化する。これは定期的な刊行物の交換といった手段等を通じて行われる。

#### 機会8： 計画と研究の優先順位の明確化

19. 科学上及び管理上の研究協力を通じて、危機的状況にある泥炭地の持続可能な開発、保全、管理、そして賢明な利用の計画に対して優先事項を決める必要がある。これは地球規模でそのような泥炭地を特定するために、将来の、そして事前の計画策定の助けとなる。加えて、協力機関は、労力の重複を避け、使える資金や人材等を最大限に活用しながら、泥炭地の復元といった課題のための研究や技術を促進し支援する。

20. 1997年11月に開催された国際泥炭湿地協会/国際湿原保全グループの合同会議において、世界の泥炭地の管理や賢明な利用のため、もしくは科学研究の必要性といった観点から泥炭地に関する59件のテーマが主要課題として特定された(Rubec 1997を参照)。この会議の参加者は、これらのテーマを検討するため、相対的優先度という観点から格付けした。これら59件のテーマのうち、以下の12件がさらなる検討と勧告作成のために選ばれた。

- 1) 泥炭地に関する用語
- 2) 泥炭地及び湿原を保護するための行動
- 3) 利用された泥炭地から発生する温室効果ガスによる気候への影響
- 4) 賢明な利用の概念
- 5) なぜ湿原を利用するか
- 6) 熱帯の泥炭地
- 7) 生物地理区が異なることによる、利用/保全と保護の違いを認識する
- 8) 情報の交換、データ取得、ネットワーク形成
- 9) 泥炭地の目録作成と統計資料
- 10) 泥炭地利用の選択肢と価値を定義する
- 11) 生態学的プロセスと科学情報
- 12) 農村部での泥炭採集の社会経済的影響と便益

#### 行動：

8.1 地球全体から見て重要な泥炭地、及び危機的状況にあると認識される、泥炭地タイプの代表的ネットワークの長期的保全を確保するために必要な行動をとる。

- 8.2 相当額の研究資金の提供を通じ、泥炭を含むすべての自然に成長する媒体の研究、開発、マーケティングを促進する効果的な手段を講じる。
- 8.3 泥炭地の持続可能な開発と復元のための技術と専門知識を、途上国と市場経済移行国に移転するための地球規模の機構を構築する。
- 8.4 泥炭地資源の利用プログラムを国レベルで考慮している国々のための経験と事例として、泥炭地の林業、エネルギー利用、園芸産業が長期間行われている国々における研究と専門知識に基づき、泥炭地の効果的な国家管理ガイドラインを策定する。
- 8.5 政府、研究者、産業界、NGOの協力を通じ、既に認められた優先順位に該当する泥炭地と湿原の研究プログラムへの国際的、国内的合意を形成する。

## 参考資料

Lappalainen, E. (editor). 1996. *Global Peat Resources*. International Peat Society and Geological Survey of Finland. Jysk , Finland. 358 p. and appendices.

Lindsay, R. 1995. *Concluding Comments on the Sixth IMCG Conference* pp. 307-317 in *Regional Variation and Conservation of Mire Ecosystems*. Edited by A. Moen. *Gunneria 70*, 2 volumes. Trondheim, Norway.

Lofr th, M. and A. Moen (editors). In preparation. *European Mires: Distribution and Conservation Situation*. International Mire Conservation Group and University of Trondheim. Trondheim, Norway.

Maltby, E. 1995. Peatlands: the Science Case for Conservation and Management. Chapter 14 in *Conserving Peatlands*. Edited by L. Parkyn, R.E. Stoneman and H.A.P. Ingram. CAB International. Oxon, United Kingdom.

Moen, A. (editor). 1995. *Regional Variation and Conservation of Mire Ecosystems*. (Proceedings of the International Symposium on Peatlands, Sixth Meeting of the International Mire Conservation Group. *Gunneria 70*, 2 volumes. Trondheim, Norway.

Parkyn, L., R.E. Stoneman, and H.A.P. Ingram. 1997. *Conserving Peatlands*. (Proceedings of the International Peatland Convention). CAB International. Oxon, United Kingdom.

Rubec, C.D.A. (compiler). 1996. *Global Mire and Peatland Conservation: Proceedings of an International Workshop*. Report No. 96-2. North American Wetlands Conservation Council (Canada). Ottawa, Ontario.

Rubec, C.D.A. 1997. *Summary of Joint Meeting on Global Peatland Issues, IPS and IMCG. Surwold, Germany November 7-9, 1997*. Report of Workshop Facilitator to the International Mire Conservation Group and the International Peat Society. Environment Canada. Ottawa, Ontario. Unpublished.

Safford, L. and E. Maltby (editors). 1998. *Guidelines for Integrated Planning and management*

*of Tropical Lowland Peatlands, with Special Reference to Southeast Asia*. IUCN Commission on Ecosystem Management, Tropical Peatland Expert Group. IUCN, Gland Switzerland and Cambridge, United Kingdom.

Stoneman, R.E. 1997. The Scottish Raised Bog Conservation Strategy. Chapter 45 in *Conserving Peatlands*. Edited by L. Parkyn, R.E. Stoneman and H.A.P. Ingram. CAB International. Oxon, United Kingdom.

Wetlands International and the Ramsar Bureau. 1997. *Peatland Conservation and Management in Central and Eastern Europe*. Project Proposal. Wageningen, The Netherlands. Unpublished.

## 勧告 7.2 小島嶼開発途上国、島嶼湿地生態系、ラムサール条約

1. 太平洋地域の湿地の保全と賢明な利用に関する勧告 6.18、特に小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための「バルバドス行動プログラム」への言及を想起し、
2. 「島嶼性の途上国には特別な要求があることと、サンゴ礁、藻場、マングローブといった重要な湿地があることを認識し、それら島嶼性の途上国の加盟を奨励するため特別な努力を行う」とした、「1997-2002年戦略計画」の総合目標1に留意し、
3. 関係する地域が小規模であること、島嶼の生態系が脆弱な特徴を有すること、そして小島嶼国の地理的孤立による高いレベルの固有性によって、小島嶼国の国民が湿地に密接に依存していることを意識し、
4. 国際湿地保全連合オセアニア支部の支援を得て、小島嶼開発途上国のために、これらの国に広く該当する特別な状況への、ラムサール条約の適切性と利益についての小冊子を作成し配布したラムサール条約事務局を祝福し、
5. 加盟を奨励する努力にもかかわらず、また小島嶼開発途上国の沿岸及び淡水湿地への脅威が続いているにもかかわらず、世界の小島嶼開発途上国の比較的ごく少数しかラムサール条約に加盟していないことを意識し、
6. また小島嶼開発途上国が環境保全の実施にあたり、そのもとで作業しなければならない人的、資金的制約と、適切な場合にはこの実施の統合と合理化が望ましいことを意識し、
7. 世界自然保護モニタリングセンターが作成した報告書「生物多様性関連協定における整合性のある情報管理のための基盤作りの検討」に含まれる提言、特に国の報告手続きの合理化に関する提言を認識し(決議 .4)、
8. 統合的環境管理のために二国間、多国間援助機関から小島嶼開発途上国に提供された支持と支援を、またオセアニア地域の南太平洋地域環境プログラムやインド洋委員会のような地域機関がこれらの活動の促進に果たす重要な役割を確認し、
9. オーストラリアのラムサール条約担当政府機関と国際湿地保全連合の協力関係のもとで、オセアニアの小島嶼開発途上国にラムサール条約の湿地の賢明な利用原則を実施するため、技術的及び研修に関する支援が提供されていることを承認しつつ留意し、
10. カリブ海地域の小島嶼開発途上国を含めた、中南米地域の締約国のための研修イニシアチブを支援した、米国の支援を受けラムサール条約事務局が管理する「未来の湿地プログラム」を意識し、また賞賛し、
11. さらに、生物多様性条約とラムサール条約の間の共同作業計画の下で(決議 .4)、二つの条約の施行への統合的アプローチによる、小島嶼開発途上国の支援に高い優先度が与えられることを想起し、
12. 1998年12月のオセアニア地域で最初の地域会議を主催したニュージーランド政府を祝福し、この会議からの勧告を歓迎し、

13. 締約国、国際団体パートナー、ラムサール条約事務局に対して、地域ごとのラムサール連絡担当官の設置と維持に対する支援を求めるよう要請した勧告 6.6 を想起し、

締約国会議は、

14. 以下の小島嶼開発途上国の政府に対し、これら諸国の特別な状況と要求に対するラムサール条約の取組を今後さらに向上させるため、条約への加盟をより優先度の高い問題として考慮するよう求める。アンティグアバーブダ、バルバドス、カボベルデ、ドミニカ、ミクロネシア連邦、フィジー、グレナダ、キリバス、モルディブ、マーシャル諸島、モーリシャス、ナウル、パラオ、サモア、サントメプリンシペ、セーシェル、シンガポール、ソロモン諸島、セントキッツネビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、トンガ、ツバル、バヌアツ、並びにクック諸島とニウエ(湿地候補の指定が必要)。
15. 小島嶼の湿地生態系をその領土内に有するすべての締約国に対し、こうした地域の脆弱さと特別の管理要求を認識して、これらへのラムサール条約の適用に特別の注意を向けるよう、また適切な場合には、それらの湿地を国際的に重要な湿地の登録簿に含めることを考慮するよう要請する。
16. ラムサール条約事務局が、独自に、また他の条約事務局、地域的な機関と計画、ラムサール条約の国際団体パートナー、援助機関と協力して行うべきさまざまな優先行動を特定するために、常設委員会に対し小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための「バルバドス行動プログラム」を見直すよう求める。
17. さらに、常設委員会による上記の「バルバドス行動プログラム」の見直しに対応して、ラムサール条約事務局に対し、ラムサール条約の国際団体パートナーとともに、小島嶼開発途上国で統合的環境管理を進めている確立されたプログラムや機関との協力の覚書や共同行動計画を調査し、適切な場合にはこれを作成するよう求める。
18. 財源と人的資源が許す限り、各種の協力の覚書及び覚書や付随する共同作業計画を通じて、国際的な環境関連条約の整合された実施を進める精力的な取組を継続するよう(決議 .4)、また世界自然保護モニタリングセンターの報告書「生物多様性関連協定における整合性のある情報管理のための基盤作りの検討」からの勧告実施への支援を継続するよう、ラムサール条約事務局に対し指示する。これらの活動はいずれも、小島嶼開発途上国が直面する資源制約に取り組む上で助けになる。
19. 小島嶼開発途上国が気候変動の影響による直接的で緊急の利害と、この脅威に取り組む上で湿地の重要な役割に留意しつつ、ラムサール条約と気候変動に関する国際連合枠組み条約の間の協力の覚書の締結を強く支持する(決議 .4)。
20. また、二国間、多国間開発援助機関に対し、小島嶼開発途上国における湿地関連プロジェクトへの支援を継続し、適切な場合にはその支援を拡大するよう、また本締約国会議で採択されるさまざまなガイドラインのこれらの国々での試験的実施を優先事項とするよう求める。
21. 他の締約国及び援助機関に対し、オーストラリア(上記第 9 節)及び米国(上記第 10 節)の事例に従って、小島嶼国インターンシップ計画や、ラムサール条約事務局内に恒久的ポストとして小島嶼問題に関する専門職をおくことへの指示等、小島嶼開発途上国への、技術・研修のための直接援助を提供する機構を構築するよう促す。

22. 締約国、国際団体パートナー、ラムサール条約事務局に対し、オセアニアで第1回の地域会議で述べられたように、地域ごとのラムサール連絡担当官の設置と維持への取組を強化するよう強く要請する。

### 勧告 7.3 アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力

1. 複数の国にわたる湿地資源の保全及び管理に関して、国際協議や調整を求めているラムサール条約第5条を想起し、
2. 湿地保護区のネットワーク確立を要請した勧告 4.4 と、湿地に生息する鳥類種保全のためのフライウェイ(渡り鳥の渡りルート)概念を認識した勧告 4.12 に留意し、
3. 「移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)、フライウェイに関する協定、移動性の種を取り扱うネットワークやその他の機構との協力体制を通じて、複数の国家で共有される湿地生物種における国際協力に関し、ラムサール条約の貢献度を高める」という、「1997-2002年戦略計画」の行動7.2.5に留意し、
4. アジア太平洋地域における水鳥保全に関する協力機構の強化、水鳥保全のために極めて重要な地域のネットワーク確立、そして水鳥の持続可能な管理を求め、さらに、地域の多国間水鳥協定の策定を勧告している、1994年12月の「釧路イニシアチブ」を想起し、
5. 第6回締約国会議勧告6.4(「ブリズベン・イニシアチブ」)の結果として、「東アジア～オーストラリア地域シギ・チドリ類渡来地ネットワーク」が確立され、さらに拡大しつつあることに留意し、
6. さらに、「北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク」及び東アジアのフライウェイでの「ガンカモ類重要生息地ネットワーク」の確立に留意し、
7. アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協定の確立を要請した「1996-2000年アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を想起し、
8. 本締約国会議において採択された「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)に留意し、
9. 移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)決議 5.4において、地域協定の策定が重要優先課題であると掲げられ、「1996-2000年アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を引き続き支持することが要請されていることを確認し、
10. ラムサール条約とボン条約の施行において両条約事務局の協力を強化することに同意した、ラムサール条約事務局とボン条約事務局の間の覚書、そしてボン条約の下での協定を意識し、
11. 地球上の各主要フライウェイにおける渡り性水鳥保全に関して、多国間の取組を調整することの必要性を確信し、
12. 渡り性水鳥種の保全において、「アフリカ - ユーラシア地域水鳥協定」が国際協力の有効なモデルであることを認識し、
13. ラムサール条約は、主要なフライウェイ沿いの各締約国の協力活動を通じ、アジア太平洋地域における水鳥保全に関して、多国間による取組の構築を促進できることを確信し、

締約国会議は、

14. 「1996-2000年アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」への支援の拡大と、2000年以降も、

アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地保全を目的とした、安定した国際協力のための枠組みを構築し拡大することを締約国に要請する。

15. アジア太平洋地域の締約国に対し、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」で確立されたネットワークへの追加登録地を推薦すること、そして同「保全戦略」に基づく行動計画へ十分な参加を行うことを強く要請する。
16. アジア太平洋地域における非締約国に、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を推奨し、その履行に十分に参加することを強く要請する。
17. 締約国に対し、渡り性水鳥、そしてアジア太平洋地域のすべての国々におけるその生息地のために、長期的保全の枠組みを提供する多国間協定等の策定を積極的に検討することを要請する。

## 勧告 7.4 未来の湿地イニシアチブ

1. 湿地の保全と賢明な利用に関わる機関や個人に対する研修を目的として計画された一連の行動を促進・実施するよう締約国に要請するラムサール条約の第4条5、及び「1997-2002年戦略計画」の実施目標4.2を想起し、
2. 湿地管理者の研修の促進、支援に向けた行動に取り組むよう、締約国とラムサール条約事務局に求めた第6回締約国会議の勧告6.5に留意し、
3. 本締約国会議に提出された国別報告書で、今後3年間、研修に高い優先性を与える必要性が明確に示されたことを意識し、
4. 過去4年間に米国から提供された年間25万ドルの資金を用いて、西半球での能力強化のための「未来の湿地イニシアチブ」を、ラムサール条約が成果を上げながら実施していることに満足しつつ留意し、
5. 「未来の湿地イニシアチブ」に以下の目標があることに留意し、
  - i) 湿地の保全と持続可能な管理に必要な人材の開発
  - ii) ラムサール条約の目標の追求に必要な、専門的、技術的な技能についての、湿地管理者の研修
  - iii) 湿地の保全と持続可能な管理を支援する地域的な技術情報ネットワークの確立
  - iv) 地元、国、地域の湿地保全への意識と支援の向上
  - v) 生態学的に適正な地域社会管理の進歩
  - vi) 「未来の湿地イニシアチブ」と、湿地の管理と保全という全体的な目標を同じくする他のプログラムとの連携
6. さらに、「未来の湿地イニシアチブ」は、1995年以降、西半球の14か国60件のプロジェクトに資金提供してきており、このことが西半球の湿地管理と湿地問題の調整とを向上させる可能性を大きく広げてきたことに留意し、
7. 世界のその他の地域にも、同様のイニシアチブまたはプログラムが緊急に必要であることを認識し、
8. アジア太平洋水鳥保全戦略と、締約国のオーストラリア及び日本、国際団体パートナー、特に国際湿地保全連合による努力を確認し、
9. さらに、アフリカ、アジア、オセアニアなどの地域で、同様のイニシアチブ及びプログラムに積極的に取り組むカナダ、オランダ、スウェーデン、イギリスその他の国及び国際団体パートナーの努力を確認し、

締約国会議は、

10. 締約国と、湿地の保全と持続可能な利用に関与するその他の組織が、アフリカ地域、特にフランス語圏諸国を含めた世界の他の地域で、「未来の湿地イニシアチブ」と同様のプログラムに着手し支援するよう、要請する。

## ラムサール条約用語和英対訳表

和	英
あ	
アジア太平洋地域水鳥保全戦略	Asia-Pacific Migratory Waterbird Conservation Strategy
新たな取組	initiative
移動性の種	migratory species
移動性の野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）	Convention on Migratory Species (CMS)
イニシアチブ	initiative
移入種	introduced species
入れ換わり数	turnover
影響評価	impact assessment
エビアン・プロジェクト	Evian Project
援助機関	donor agencies
欧州委員会	European Commission (EC)
欧州湿地生態系機能分析法	Functional Analysis of European Wetland Ecosystems (FARWE)
か	
ガーナ野生生物協会	Ghana Wildlife Society
会議の準備運営	matters related to the organization of the meeting
開催国	host, host country
該当する締約国(地球環境ファシリテーター等の受給資格があること)	eligible Contracting Parties
介入発動値	trigger value
開発援助担当官（ラムサール条約の）	Development Assistance Officer
回遊経路	migration path
外来種	alien species, non-native species
科学技術検討委員会	Scientific and Technical Review Panel (STRP)
河川の水路化	channelisation of rivers
河川流域	drainage basin, river basin
各国の非政府系窓口	national non-governmental focal point
各国のラムサール条約科学技術検討委員会担当窓口	National Focal Point for the Convention's STRP
カドー湖研究所	Caddo Lake Institute
カルスト湿地	karst wetlands
カルスト湿地系	karst wetland system
環境影響評価	environmental impact assessment (EIA)
環境モニタリング計画	environmental monitoring programmes
関係団体、関係グループ	interested group
勧告	recommendation

(か) 緩衝地域	buffer zone
管理ガイダンス手順	Management Guidance Procedure
管理計画策定	management planning
管理計画策定ガイドライン	Guidelines on Management Planning
気候変動に関する国際連合枠組み条約	United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC)
基準の見直し	review of the Criteria
寄託者	depository
機能回復	rehabilitation
機能分析指数	Functional Analysis Index
逆効果をもたらす奨励措置	perverse incentives/incentive measures
吸収源(炭素の)	sink
教育と普及啓発	education and public awareness
共同作業計画	Joint Work Plan
共同作業部会	Joint Working Group
共有される湿地	shared wetlands
協力の覚書	Memorandum of Cooperation
魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準	Criteria for Identifying Wetland of International Importance based on fish
釧路国際ウェットランドセンター	Kushiro International Wetlands Center
釧路声明	Kushiro Statement
国、都道府県、地方	national, provincial, local
国別報告書	National Report, NRs
国別目録	national inventory
経済評価	economic valuation
経済評価方法	economic evaluation techniques
決議VII.1	Resolution VII.1
研修	training
賢明な利用(条約文の公式訳では「適正な利用」となっているが、本書では原義に近い「賢明な利用」を採用)	wise use
賢明な利用原則	principle of wise use, wise use principle
賢明な利用資料センター	Wise Use Resource Centre
賢明な利用資料ライブラリ	Wise Use Resource Library
賢明な利用の概念実施のためのガイドライン	Guidelines for the Implementation of the Wise Use Concept
賢明な利用の概念実施のための追加手引き	Additional Guidance for the Implementation of the Wise Use Concept
広域カリブ海	Wider Caribbean
公式記載	official descriptions
公式使用言語	official working language
洪水調節	flood control

(こ) 広報	communication
広報、教育、普及、啓発、	Communication, Education and Public Awareness (CEPA)
広報教育普及啓発	CEPA
国際影響評価学会	International Association for Impact Assessment
国際湖沼学会	International Association of Limnology
国際サンゴ礁イニシアチブ	International Coral Reef Initiative (ICRI)
国際湿原保全グループ	International Mire Conservation Group (IMCG)
国際湿地シンポジウム	International Wetland Symposium
国際湿地保全連合	Wetlands International
国際湿地保全連合の国際事務局	International Office of Wetlands International
国際水路の航行以外の使用の法令に関する条約	Convention on the Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses
国際団体パートナー	International Organization Partners
国際団体パートナーという地位	status of International Organization Partner
国際泥炭湿地協会	International Peat Society (IPS)
国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準	Ramsar Criteria for Identifying Wetlands of International Importance
国際的に重要な湿地のリスト(条文では「登録簿」)	List of Wetlands of International Importance
国際的に重要な湿地のリストに登録されている湿地(ラムサール登録湿地)	sites included in the List of Wetlands of International Importance (Ramsar sites)
国際的に重要な湿地リストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン	strategic framework and guidelines for the future development of the List of Wetlands of International Importance
国際的に重要な湿地を選定するための基準	Criteria for Identifying Wetland of International Importance
国内湿地またはラムサール委員会	National Wetland/Ramsar Committee
国内ラムサール委員会	NRC
国連欧州経済委員会の情報公開、政策決定における市民参加、環境的公正に関する協定	United Nations Economic Commission for Europe Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making, and Access to Justice in Environmental Matters
個々の湿地の	site-specific

(こ)	個体群、個体数	population
	国境をまたぐ湿地	transfrontier wetland
	固有な	unique
	これまであまり登録されていない湿地タイプ	wetland types that are under-represented
さ		
	財政小委員会	Subgroup on Finance
	再生と機能回復	recovery and rehabilitation
	最良の実践例	best practice
	作業計画	Work Plan, programme of work
	作業部会	working group
	砂漠化防止条約	Convention to Combat Desertification (CCD)
	砂漠化防止条約の科学及び技術に関する委員会	Committee on Science and Technology of the Convention to Combat Desertification
	参加型農村評価	Participatory Rural Appraisal
	参考資料	resource material
	自主的行動規範	voluntary codes of conduct
	市場経済移行国	economies in transition
	自然度が高い	near natural
	自然のインフラ	natural infrastructure
	自然の水循環	natural water regime
	湿原	mire
	実施のための定義	working definitions
	実施目標	Operational Objective
	湿地	sites
	湿地科学者協会	Society of Wetland Scientists (SWS)
	湿地管理研修機会目録	Directory of Wetland Management Training Opportunities
	湿地群	site clusters
	湿地タイプ	wetland type
	湿地に由来する産品	wetland-derived products
	湿地の価値	wetland values
	湿地評価法(WET)	Wetland Evaluation Technique
	湿地複合	wetland complex
	湿地保護区	wetland reserve
	湿地リスク評価の枠組み	Wetland Risk Assessment Framework
	湿地リンクインターナショナル	Wetland Link International (WLI)
	姉妹提携	twinning, twinning arrangement
	姉妹提携協定	twinning agreement
	事務局長(ラムサール条約の)	Secretary-General
	諮問機関	advisory group
	集水域	catchment

(し) 集水域上流部	upper catchment
樹木のない泥炭地	non-forested peatland
小規模助成基金	Small Grants Fund (SGF)
使用言語	working language
常設委員会	Standing Committee
小島嶼開発途上国	Small Island Developing States
常任オブザーバーとしての地位	status of Permanent Observer
情報票	Information Sheets
条約の正式なパートナーという地位	official Partner status of the Convention
新規取組	initiative
侵入種	invasive species
侵入種の植物	invasive weed
新熱帯区	Neotropics
森林性泥炭地	forested peatland
水界生態系 (CBD)	aquatic ecosystem
水界ビオトープ	aquatic biotope
水質浄化法	Clean Water Act
水生動物	aquatic animal
水文学	hydrology
既に変化しており、変化しつつあり、または変化するおそれがある	change had occurred, was occurring, or was likely to occur
成育場	nursery area
整合性のある情報管理のための基盤作り	harmonized information management infrastructures
生息地指令	Habitat Directive
生態学的特徴	ecological character
生物産物	biological product
生物多様性科学国際協同プログラム	DIVERSITAS
生物多様性関連協定における調和のとれた情報管理のための基盤作りの検討	Feasibility study for a harmonized information management infrastructure for the biodiversity-related treaties
生物多様性条約	Convention on Biological Diversity (CBD)
生物多様性条約第IV/4決議第6節	paragraph 6 of Decision IV/4 of CBD
生物多様性条約の科学上及び技術上の助言に関する補助機関	Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice of the Convention on Biological Diversity
生物地理区	biogeographical region
生物濃縮	biological accumulation
生物非単一性	biodisparity
政府の湿地広報教育普及啓発担当窓口	governmental Wetland CEPA Focal Point
世界遺産条約	World Heritage Convention

(せ)	世界自然保護会議	World Conservation Congress
	世界自然保護モニタリングセンター	World Conservation Monitoring Centre (WCMC)
	世界自然保護連合	World Conservation Union (IUCN)
	世界湿地週間	World Wetlands Week
	世界湿地の日	World Wetlands Day
	世界ダム委員会	World Commission on Dams (WCD)
	世界水会議	World Water Forum
	世界水協議会	World Water Council
	絶滅危惧II類	vulnerable
	絶滅のおそれのある生態学的群集	threatened ecological community
	1997-2002年戦略計画	Strategic Plan 1997-2002
	専門家グループ(注: 国際湿地保全連 合の専門家委員会)	Specialist Groups
	戦略的環境影響評価	strategic environmental assessment
	戦略的枠組み	strategic framework
	早期警戒システム	Early warning system
	早期警戒実地試験	field early warning test
	早期警戒指標	early warning indicator
	総合目標	General Objective
	相当な割合	significant proportion
	ゾーニング	zonation
た		
	代表種	flagship species
	淡水生態系の機能・便益と水開発プロ ジェクトの統合に関するマニュアル	Manual on Integrating Freshwater Ecosystem Function and Services with Water Development Projects
	炭素クレジット	carbon credit
	炭素固定化	carbon sequestration
	炭素損失	carbon loss
	担当政府機関	Administrative Authorities
	担当窓口	focal point
	地域区分	regional categorization
	地域グループ	regional group
	地域的な協議の場	regional forum
	地域による管理	local stewardship
	地域の利害関係者、地元の利害関係者	local stakeholder
	地域別概況報告	Regional Overview
	地下カルスト及び洞窟性水系	subterranean karst and cave hydro-logical system
	地球環境ネットワーク	Global Environment Network
	地球規模で絶滅のおそれのある種	globally threatened species
	地球生物多様性フォーラム	Global Biodiversity Forum

( ち ) 地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価( 報告書表題 )	Global review of wetland resources and priorities for inventory
地球河川環境教育ネットワーク	Global Rivers Environmental Education Network ( GREEN )
地球水委員会	Global Water Commission
地球水パートナーシップ	Global Water Partnership
稚魚の成育場	nursery
地中海湿地フォーラム	MedWet
中枢種	keystone species
追加手引き	additional guidance
泥炭湿地火災	peat fire
泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画	Global Action Plan for the Wise Use and Management of Peatlands
締約国	Contracting Parties
締約国会議	Conference of the Contracting Parties, COP
締約国会議運営委員会( 常設委員会等のこと )	Conference Committee
締約国会議の補助機関	COP subsidiary bodies
締約国会議の補助機関( ここでは常設委員会 )	subsidiary body of the Conference of the Parties
洞窟の水文系	cave hydrological systems
統合的環境管理	integrated environmental management
統合的実施( 複数条約の )	integrated implementation
東南アジアを中心とした熱帯森林性泥炭地の管理ガイドライン	Management Guidelines for Forested Tropical Peatlands, with Special Reference to Southeast Asia
投票権を持つ( 委員会の )メンバー	voting member
登録基準	Ramsar Criteria
登録候補湿地、登録候補地	candidate site
登録湿地	listed sites, listed wetlands, Ramsar sites, sites
登録湿地候補、登録候補地	potential Ramsar site
登録湿地候補リスト	list of potential Ramsar sites
登録湿地視察	site visit
登録湿地の生態学的特徴	ecological character of listed sites
特定の締約国領土	territories of specific Contracting Parties
土砂の堆積	siltation
土地利用と開発プロジェクト	Land use and development project
ドナウ川下流緑の回廊	Lower Danube Green Corridor
ナチュラ2000	Natura2000

な		
習志野声明		Narashino Statement
任意拠出		voluntary contribution
熱帯湿地のための環境影響評価のスコーピングマニュアル		EIA Scoping Manual for Tropical Wetlands
熱帯森林性泥炭地の管理のためのガイドライン		Guidelines for Management of Tropical Forested Peatlands
は		
パートナー団体		Partner Organization
汎米会議		Pan American Meeting
東アジア～オーストラリア地域シギ・チドリ類渡来地ネットワーク		East Asian-Australasian Shorebird Reserve Network
人と生物圏プログラム		MAB Programme
避難場所		refuge
普及啓発		public awareness
復元及び機能回復		restoration and rehabilitation
付属書		Annex
ブリスベン・イニシアチブ		Brisbane Initiative
分科会		Technical Session
分水界、集水域、及び河川流域の統合的管理計画		integrated watershed, catchment and river basin management plans
米国湿地科学政策研究所		Institute for Wetland Science and Policy Research
法的手段		legal instrument
補助機関		subsidiary
ボン条約(移動性の野生動物種の保全に関する条約)		CMS (Convention on Migratory Species)
ボン条約科学委員会		Scientific Council of the Convention on Migratory Species
ま		
マイナスの変化		adverse change
未来の湿地イニシアチブ		Wetlands for the Future Initiative
水環境		aquatic environment
水管理機関		water regulatory bodies
水資源管理		water management
水・生命・環境ビジョン		Vision for Water, Life and Environment
水鳥		waterbirds
水鳥その他の移動性の種		waterbirds and other mobile species
南太平洋地域環境プログラム		South Pacific Regional Environment Programme (SPREP)
ミレニアム湿地イベント		Millennium Wetland Event
民間企業		business sector
目録		inventory
モニタリング		monitoring

(も)	モニタリング制度	monitoring regime
	モントルーレコード	Montreux Record
	モントルーレコード掲載湿地	Montreux Record site
や		
	野禽湿地トラスト	Wildfowl and Wetlands Trust
	ヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関するベルン条約	Bern Convention on the Conservation of European Wildlife and Natural Habitats
ら		
	ラムサール管理ガイダンス手順	Ramsar Management Guidance Procedure
	ラムサール湿地の指定	Ramsar site designation
	ラムサール湿地保全賞	Ramsar Wetland Conservation Award
	ラムサール諮問調査団	Ramsar Advisory Mission
	ラムサール小規模助成基金	Ramsar Small Grants Fund (SGF)
	ラムサール条約	Convention on Wetlands
	ラムサール条約湿地分類法	Ramsar Classification System for Wetland Type, Ramsar wetland classification system
	ラムサール条約事務局	Ramsar Bureau
	ラムサール条約担当政府機関	Ramsar Administrative Authority
	ラムサール条約登録湿地情報票	Information Sheet on Ramsar Wetland
	ラムサール条約登録湿地選定基準	Ramsar Criteria
	ラムサール条約登録湿地リスト	Ramsar List
	ラムサール条約と生物多様性条約の協力の覚書	Memorandum of Cooperation between the Ramsar Convention and the Convention on Biological Diversity
	ラムサール条約の1997-2002年戦略計画	Strategic Plan 1997-2002 of the Convention on Wetlands
	ラムサール条約の登録湿地選定基準 (= 登録基準)	Ramsar Criteria
	ラムサール条約普及啓発プログラム	Convention's Outreach Program
	ラムサールデータベース	Ramsar Database
	ラムサール登録湿地	Ramsar site
	ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン	Guidelines for management planning for Ramsar sites and other wetlands
	ラムサール連絡担当官	Ramsar liaison Officer
	ラムサール湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金の実施ガイドライン	Operational Guidelines for the Small Grants Fund for Wetlands Conservation and Wise Use
	陸上活動による海洋環境保護のための地球行動計画	Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities
	流域諸国	watercourse state
	利用計画策定(土地)	zone planning
	連絡調整担当者	liaison point

わ	
ワシントン条約	Convention on International Trade in Endangered Species (CITES)
渡り性の種	migratory species
渡り性水鳥	migratory waterbirds
渡り性水鳥保全委員会	Migratory Waterbird Conservation Committee (MWCC)
渡りルート	flyway

**第 部 第7回締約国会議の概要とガンカモ類ネットワークの  
立ち上げ**

## ラムサール条約第7回締約国会議の概要

(環境庁報道発表資料を転載)

### 1. 審議の経過

- (1) 会議は、現地時間10日午前10時より、コスタリカの首都サンホセで開会。世界各地から少なくとも140か国の政府代表、関係国際団体、N G O、科学者など合わせておよそ600人が参加した。
- (2) ラムサール条約プラスコ事務局長は挨拶の中で、条約の進むべき方向について、水鳥の生息地としての湿地の保全のみならず持続可能な開発という、より広い目標が重要であると述べた。
- (3) 議長には、コスタリカのベニト副大統領兼環境・エネルギー相が選出された。
- (4) ラコス常設委員会議長(ハンガリー)からは、第6回締約国会議で採択された「戦略計画」に基づき、関係各国、機関等において環境教育、普及啓発、能力開発などの分野で大きな成果があった旨の報告があった。
- (5) 現地時間11、12日には、各地域別の条約施行概況が事務局から報告された。12日、アジア地域における条約施行概況が事務局から報告された後、我が国を代表し、環境庁鹿野官房審議官より、漫湖の登録や東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークの立ち上げを含む我が国の取り組み状況、さらに藤前干潟の保全にかかる経緯について発言を行い、会場から拍手を受けた。
- (6) 13～15日は、分科会が開催され、湿地の賢明な利用、地域住民の参加等個別の課題について討議された。
- (7) 17、18日には決議案、勧告案が本会議で審議され、18日午後5時過ぎ、34の決議、勧告を採択し、会議は閉会した。

### 2. 主な決議、勧告等の内容

#### (1) 湿地の登録基準の見直し

新たに生物地理区分上の代表的な湿地を位置付けるなど、生物多様性の保全を踏まえ、登録基準の枠組みを見直す決議案が、我が国を含む多数の国の支持を受けて採択された。

#### (2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全の推進のための多国間協力

前回締約国会議勧告6.4「プリズベン・イニシアチブ」において支援することとされた「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」への支援拡大及び同戦略の期限である2000年以降の協力の枠組みの積極的な検討を締約国に要請する勧告案が、日豪の共同提案として提出され、中国、ロシア、米等関係国からの支持を受けて採択された。

#### (3) その他の決定事項

(イ) 我が国はインドとともにアジア地域から常設委員会メンバー国に選出された。

(注)「常設委員会」

アジア、欧州など各地域の締約国数に応じて選出された代表国や次回締約国会議の開催国などによって構成される委員会。締約国会議の付属機関。予算、事業計画の執行状況、締約国会議に提出する決議、勧告案等につき審議するため年1回程度開催される。

(ロ) 次回締約国会議は、2002年スペインで開催。

### 3. その他の成果

- (1) 環境庁と国際湿地保全連合の共催により、「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」の発足式を14日午後、関係国、N G Oなど200名を超える関係者の出席の下開催した。同ネットワークには、我が国を含め6か国から計25の地域が参加した。
- (2) 沖縄県漫湖(那覇市及び豊見城村)の湿地登録認定証が15日午後、ラムサール条約プラスコ事務局長より関係自治体を代表し玉城那覇市助役に授与された。

4. 今次締約国会議の総括

- (1) 締約国会議の焦点の一つであった登録基準の見直しに関する決議について、我が国はその審議に積極的に参加し、採択に貢献した。
- (2) 日豪が共同提案したアジア太平洋地域における渡り性水鳥保全のための多国間協力の推進にかかる勧告が採択されたことを受けて、我が国は引き続きアジア太平洋地域の渡り性水鳥の保全について中心的な役割を果たしていく必要がある。
- (3) このほか、藤前干潟の保全に関する報告や「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」の発足、沖縄県漫湖の登録など今次締約国会議における我が国の積極的なかかわりは、参加各国やN G Oからも評価を受けたところであり、アジア各国からの推挙を受けて、我が国はアジア地域を代表する常設委員会メンバー国に選ばれた。
- (4) 今後、我が国は、常設委員会のメンバー国として引き続き条約の推進に積極的に貢献していく考え。

## 東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークの立ち上げ及び 漫湖のラムサール条約湿地登録 (環境庁報道発表資料を転載)

「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」の立ち上げ式が5月14日にラムサール条約第7回締約国会議に合わせ行われた。同ネットワークは「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づく三つめのネットワークであり、我が国を含め6か国から計25の地域が参加した。

また沖縄県漫湖（那覇市及び豊見城村）のラムサール条約登録認定書が5月15日、ラムサール条約プラスコ事務局長より自治体関係者に授与された。

### 1. 東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク

#### (1) 内容

国際湿地保全連合が提唱し、日豪が支援している「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」（ラムサール条約第6回締約国会議 勧告6.4「プリズベン・イニシアチブ」において締約国に対し支援を要請）に基づき、我が国が主体となってガンカモ類の渡りルート上に位置する関係国に参加を呼びかけたもの。

既に同戦略に基づき構築されているシギ・チドリ類及びツル類のネットワークと同様、主として情報交換や地元での普及啓発を中心とした活動を行う。

#### (2) 参加地

日本、ロシア、モンゴル、中国、韓国、フィリピンからの合計25地域

#### (3) 立ち上げ式の概要

同ネットワークの立ち上げ式が環境庁及び国際湿地保全連合の共催で開催された。

日 時：5月14日 午後1時～3時

場 所：エラドゥーラ ホテル

内 容：各国代表による同ネットワーク参加湿地の紹介及び我が国の地方自治体による湿地保全の取組の紹介等

参加者：ラムサール条約事務局、東アジア地域内各国政府代表、関係N G O、関係国際団体等

### 2. 漫湖のラムサール条約登録認定書の授与

以下により、ラムサール条約プラスコ事務局長より地元自治体関係者に対し、漫湖の同条約登録認定書の授与が行われた。

日 時：5月15日 午後1時15分～

場 所：エラドゥーラ ホテル内 プラスコ事務局長控室

## 第 部 資料

## アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の概要

### 背景

1994年12月、環境庁とオーストラリア自然保護庁(現オーストラリア環境省)の共催により、釧路市で「東アジア～オーストラリア湿地・水鳥ワークショップ」が開催され、アジア太平洋地域内の水鳥保全のために様々な議論がなされた。

この会議では、釧路イニシアチブが採択され、その中で、

1. アジア・太平洋地域の渡り性水鳥保全戦略の策定
2. 同地域の水鳥の種類群ごとの保全のための行動計画(アクションプラン)の策定
3. 同地域の水鳥の種類群ごとの湿地ネットワークの構築

について、勧告された。

1995年10月、マレーシアのクアラルンプールで開催された「国際湿地と開発会議」で、水鳥保全戦略を策定することについて支持を得たあと、1996年3月、アジア湿地局(AWB)(現国際湿地保全連合アジア太平洋支部)とIWRB-J(現国際湿地保全連合日本委員会)により、水鳥保全に必要な行動やその優先順位を示した「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略：1996-2000」としてまとめられた。

### 概要

同戦略は、アジア太平洋地域において、水鳥(生態学的に湿地に依存している鳥：ガンカモ類、シギ・チドリ類はいうに及ばず、カワセミ類、猛禽類などを含む)とその生息地を、NGO、政府機関双方の協力によって、保全していくことを目的としている。

同戦略では、国際ツル財団、IUCN(国際自然保護連合)などのNGOの現行の活動、政府間の2国間、多国間条約の現状、渡り鳥とその生息地の保全上、現在起きている問題点の確認、問題点の克服やそれまで以上の国際協力を前提においた目標や活動が記されている。

### ネットワークと活動計画

保全戦略では、特定の水鳥種群とその生息地を保全するため、国際湿地ネットワークも提案されている。これまでにシギ・チドリ類とツル類のネットワークが構築されていたが、1999年5月に開催されたラムサール条約第7回締約国会議において、ガンカモ類のネットワークが立ち上げられた。

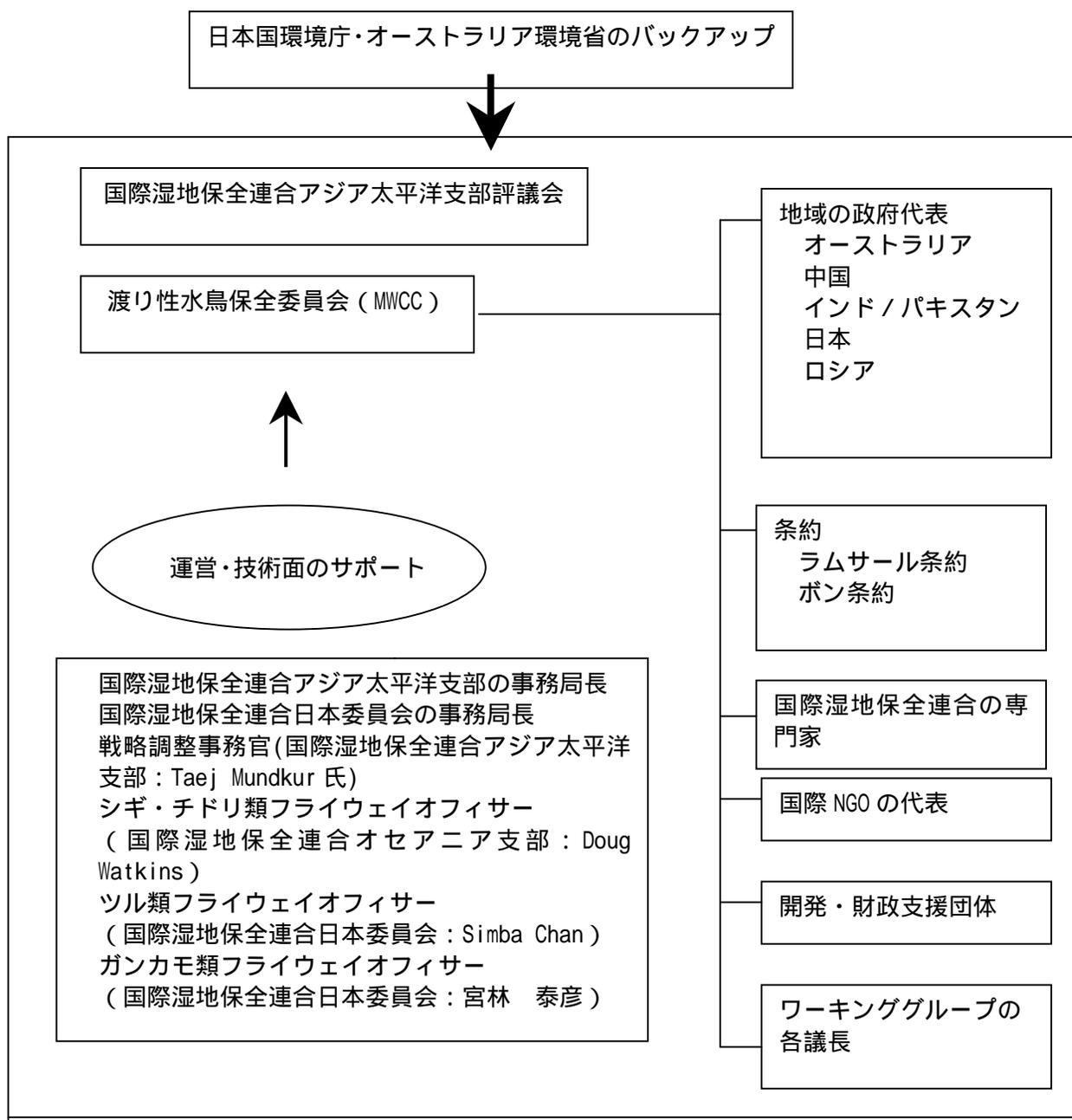
### ネットワークの仕組み

ネットワークの運営は、フライウェイ・オフィサーが行うが、その際「渡り性水鳥保全委員会 (Migratory Waterbird Conservation Committee : MWCC)」が示す基本方針を受けて、ワーキンググループがフライウェイ・オフィサーに助言することになっている。

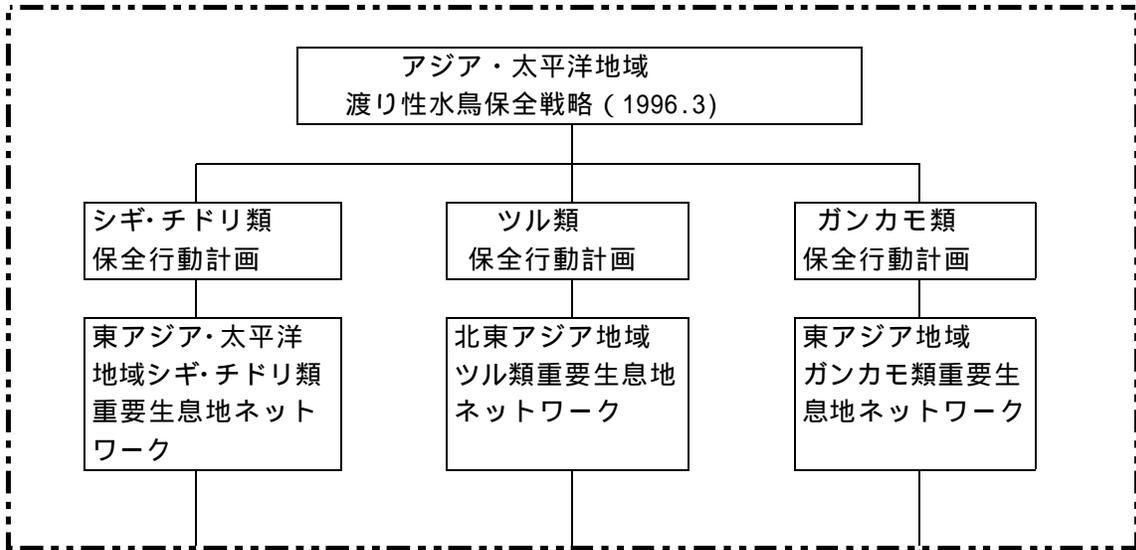
MWCC は、国際湿地保全連合のアジア太平洋支部評議会の下に設置され、地域の政府代表、ラムサール条約及びボン条約の事務局、及びバードライフ・インターナショナル等の国際NGOの代表などから構成され、ネットワークの運営に関する基本事項を検討する。

日本国環境庁及びオーストラリア環境省は、資金的支援を行いネットワーク活動を推進している。特にツル類及びガンカモ類のネットワークについては、日本国環境庁が支援し、シギ・チドリ類のネットワークについては、オーストラリア環境省が支援している。

### 渡り性水鳥保全戦略機構図



アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略概念図



ブリズベン・イニシアチブ  
1996. 3 ラムサール条約第6回締約国会議勧告6.4

1996. 3 開始  
ブリズベン(オーストラリア)で立ち上げ  
9か国25湿地が参加  
(2000.1現在)  
フライウェイオフィサー：ダグ・ワトキス

1997. 3 開始  
北戴河(中国)で立ち上げ  
6か国18湿地が参加  
(2000.1現在)  
フライウェイオフィサー：シンパ・チャン

1999. 5開始  
サンホセ(コスタリカ)で立ち上げ  
6か国25湿地が参加  
(2000.1現在)  
フライウェイオフィサー：宮林泰彦

日本の参加湿地

1. 谷津干潟 (千葉県)
2. 吉野川河口 (徳島県)
3. 漫湖 (沖縄県)

日本の参加湿地

1. 霧多布湿原 (北海道)
2. 厚岸湖・別寒辺牛湿原 (北海道)
3. 釧路湿原 (北海道)
4. 八代 (山口県)
5. 出水・高尾野 (鹿児島県)

日本の参加湿地

1. クッチャ口湖 (北海道)
2. 琵琶瀬湾 (北海道)
3. 厚岸湖・別寒辺牛湿原 (北海道)
4. 釧路湿原 (北海道)
5. 宮島沼 (北海道)
6. 蕪栗沼 (宮城県)
7. 白石川 (宮城県)
8. 小友沼 (秋田県)
9. 瓢湖水きん公園 (新潟県)
10. 福島潟 (新潟県)
11. 佐潟 (新潟県)
12. 片野鴨池 (石川県)
13. 琵琶湖 (滋賀県)
14. 米子水鳥公園 (鳥取県)

## アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づく重要生息地ネットワーク参加地

	国名	参加地域	和名
東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク	1	ロシア(1)	Moroshechnaya Estuary モロシェクナ河口
	2	日本(3)	Yatsu tidal flats 谷津干潟
	3		Yoshino Estuary 吉野川河口
	4		Manko 漫湖
	5	中国(6)	Shuangtaizi Estuary シュアantaiジ河口
	6		Yellow River Delta 黄河三角洲
	7		Mai Po - Inner Deep Bay マイポ
	8		Chongming Dongtan チョンミン島
	9		Yalu Jiang ヤルジャン自然保護区
	10		Yancheng ヤンチェン自然保護区
	11	フィリピン(1)	Olango Island オランゴ島
	12	インドネシア(1)	Wasur National Park ワシュアー国立公園
	13	オーストラリア(9)	Kakadu National Park カカドゥ国立公園
	14		Parry Lagoons パリー環礁
	15		Thomsons Lake トムソンズ湖
	16		Moreton Bay モートンベイ
	17		Kooragang Nature Reserve クーラガン自然保護区
	18		Corner Inlet コーナー入り江
	19		The Coorong クーロン
	20		Orielton Lagoon オリエルトン環礁
	21		Logan Lagoon ローガン環礁
	22	ニュージーランド(2)	Firth of Thames テムズ川河口
	23		Farewell Spit フェアウェル砂州
	24	パプアニューギニア(1)	Tonda Wildlife Area トンダ野生生物区
	25	韓国(1)	Tongjing Estuary トンジン河口
北東アジア地域ツル類重要湿地ネットワーク	1	ロシア(4)	Kytalyk キタリック禁猟区
	2		Khingansky and Ganukan ヒンガンスキー自然保護区とガヌカン休猟区
	3		Kharkaisky ハンカ湖自然保護区
	4		Daursky ダウルスキー自然保護区
	5	モンゴル(1)	Daguur ダグール特別保護区
	6	中国(4)	Xingkai Lake シンカイ湖国家級自然保護区
	7		Yellow River Delta 黄河三角洲国家級自然保護区
	8		Yancheng 塩城(ヤンチェン)国家級自然保護区
	9		Poyang Lake ポーヤン湖国家級自然保護区
	10	北朝鮮(2)	Kumya 金野(クムヤ)湿地保護区
	11		Mundel 文徳(ムンドク)湿地保護区
	12	韓国(2)	Cheolwon チョロン平野
	13		Han River 漢江(ハンガン)河口
	14	日本(5)	Kiritappu 霧多布湿原国設鳥獣保護区
	15		Akkeshi and Bekanbeushi 厚岸湖・別寒辺牛湿原国設鳥獣保護区
	16		Kushiro 釧路湿原国設鳥獣保護区
	17		Yashiro 八代鳥獣保護区・特別天然記念物指定地域
	18		Izumi - Takaono 出水・高尾野国設鳥獣保護区

水鳥ネットワーク一覧

		国名	参加地域	和名
東 ア ジ ア 地 域 ガ ン カ モ 類 重 要 生 息 地 ネ ッ ト ワ ー ク	1	ロシア(6)	Lena Delta	レナ川デルタ
	2		Zapovednik Taimyrski	タイミルスキ国立自然保護区
	3		Chazy Zapovedik	チャズィ国立自然保護区
	4		Selenga Delta in Lake Bikal	セレンガ川デルタ(バイカル湖)
	5		Torey Lakes	トレイ湖沼群
	6		Lake Khanka	ハンカ湖
	7	モンゴル(2)	Terhiyn Tsaggan Nuur	テリン・ツァガン湖
	8		Ogii Nuur	オギィ湖
	9	韓国(1)	Cheonsu Bay	チョンス湾
	10	中国(1)	Sanjian Provincial Nature Reserve, Heilongjian	黒龍江省立三江自然保護区
	11	日本(14)	Kutcharo-ko	クッチャロ湖
	12		Biwase-wan	琵琶瀬湾
	13		Akkeshi-ko and Bekambeushi-shitsugen	厚岸湖・別寒辺牛湿原
	14		Kushiro-shitsugen	釧路湿原
	15		Miyajima-numa	宮島沼
	16		Kabukuri-numa	蕪栗沼
	17		Shiroishigawa	白石川
	18		Otomo-numa	小友沼
	19		Hyouko-suikin-koen	瓢湖水きん公園
	20		Fukushimagata	福島潟
	21		Sakata	佐潟
	22		Katano-kamoike	片野鴨池
	23		Biwa-ko	琵琶湖
	24		Yonago-Mizudori-koen	米子水鳥公園
	25	フィリピン(1)	Naujan Lake National Park	ナウハン湖国立公園

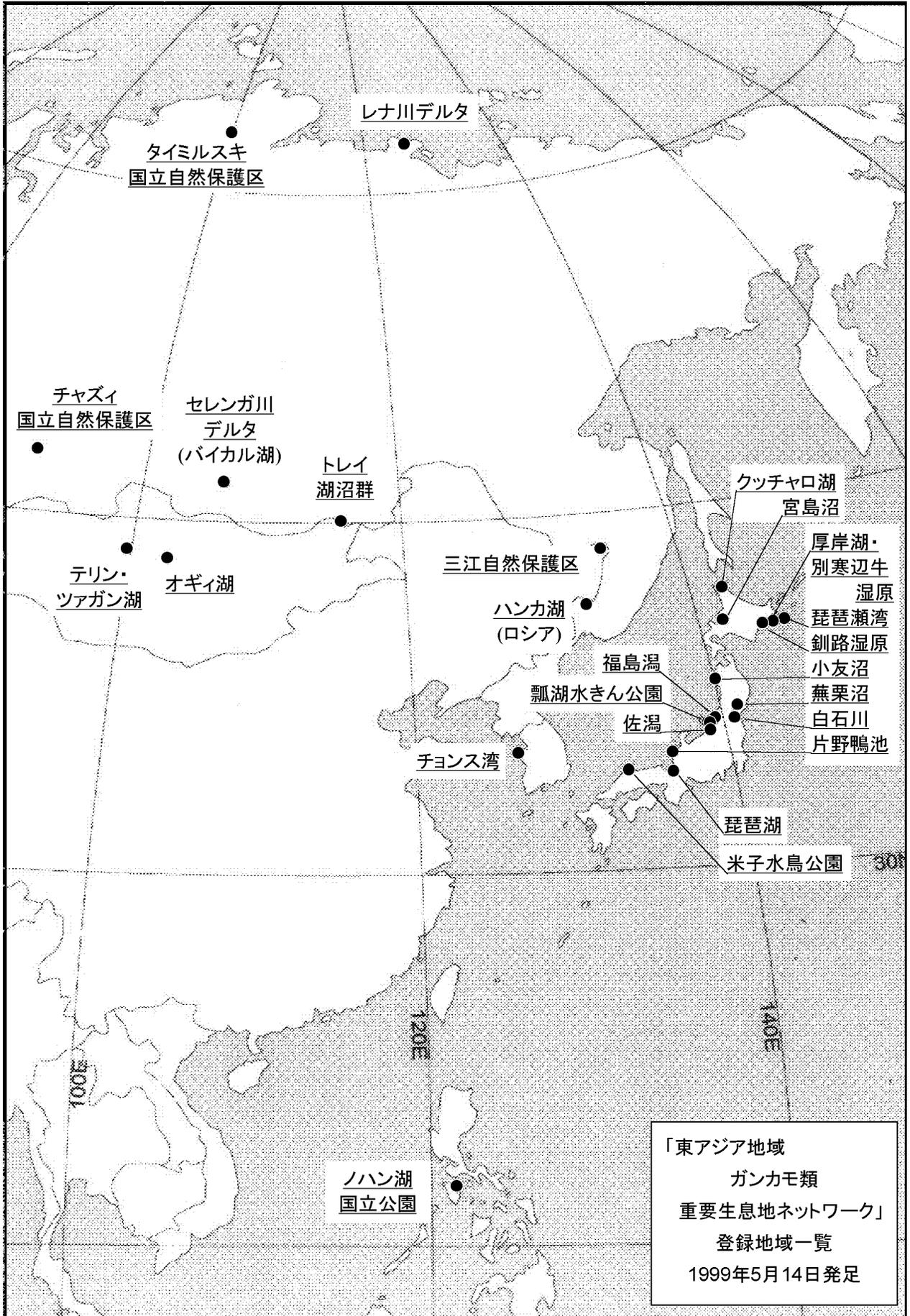
# 東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類ネットワーク参加湿地



Network Sites	
1	モロシエクナ河口(ロシア)
2	谷津干潟(千葉県)
3	吉野川河口(徳島県)
4	シュアンタイジ河口(中国)
5	黄河三角州(中国)
6	マイポ(香港)
7	オランゴ島(フィリピン)
8	ワシュアー国立公園(インドネシア)
9	カカドゥ国立公園(オーストラリア)
10	パリーズ環礁(オーストラリア)
11	トムソズ湖(オーストラリア)
12	モートンベイ(オーストラリア)
13	クーラガン自然保護区(オーストラリア)
14	コーナー入り江(オーストラリア)
15	クーロン(オーストラリア)
16	オリールトン環礁(オーストラリア)
17	ローガン環礁(オーストラリア)
18	テムズ川河口(ニュージーランド)
19	フェアウェル砂州(ニュージーランド)
20	トンダ野生生物区(パプアニューギニア)
21	トンジン河口(韓国)
22	漫湖(沖縄県)
23	チョンミン島(中国)
24	...
25	...

# 北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク





## 過去の締約国会議の概要

## 第1回締約国会議

1. 期日 1980(昭和55)年11月24日～29日
2. 開催地 イタリア、カリアリ(Cagliari)
3. 議長 ファルチ大使(Ambassador N. Falchi)
4. 参加国及び参加者数
 

締約国 21 개국 (締約国 27 개국のうち)	56 名
非締約国 10 개국	22 名
国際機関 5 団体	6 名
国際NGO 5 団体	10 名
条約事務局	23 名
5. 会議の主な内容
 

本条約は財政規定がないため独自の資金協力は行えず、地についた活動を行うためにも財政的な背景が必要であるとの討議がなされた。

フランス代表等より、本条約の締約国が少ないのは、そもそも英語を唯一の正文としていることに問題があり、フランス語及びスペイン語諸国の幅広い参加を募るためには、他の国際条約の例のように、フランス・スペイン語も正文とする必要があるとの意見が表明された。
6. 採択された決議・勧告集
  - 勧告 1.1 本条約締約国数の拡大・地理的適用範囲の拡大について
  - 勧告 1.2 低開発途上国援助について
  - 勧告 1.3 本条約登録湿地の増加について
  - 勧告 1.4 湿地登録基準について
  - 勧告 1.5 湿地資源の目録について
  - 勧告 1.6 環境影響評価について
  - 勧告 1.7 正文言語追加のための条件改正手続きについて
  - 勧告 1.8 本条約強化のための条約改正手続きについて
  - 勧告 1.9 次回締約国会議開催について
  - 勧告 1.10 本条約事務局への財政援助について
  - 勧告 1.11 ラムサール条約・湿地生態系研究について

## 第2回締約国会議

1. 期日 1984(昭和59)年5月7日～12日
2. 開催地 オランダ、フローニンゲン市(Groningen)
3. 議長 D.J.ケンネン氏(D. J. Kuenen)
4. 参加国及び参加者数
 

締約国 32 개국 (締約国 35 개국のうち)	79 名
非締約国 20 개국	33 名
国際機関・国際NGO 11 団体	29 名
条約事務局	20 名
5. 会議の主な内容
 

次の4議題につき討議し、また、これらに関する勧告が採択されたが、会議の最大の焦点は上記(3)の条約改正問題であった。

  - (1) 条約施行に関する締約国の経験
  - (2) 今後の条約施行上の指針となるべき枠組みと行動計画

- (3)本条約改正問題
- (4)湿地保全に関わる諸問題

## 6. 条約改正問題について

条約改正問題は、第1回締約国会議で採択された勧告のフォローアップであり、また、本条約が独自の事務局や財政基盤を欠く「歯のない条約」であり、今後条約目的を促進するためには何らかの形で条約改正を必要とする声が強かった。他方、常設事務局や分担金システムの導入はむしろ現行条約の性格や内容を基本的に変更するものであり、慎重に取り組むべきとの声が多かった。従って、条約改正問題は相当紛糾するものと予想されていた。

しかしながら、これも予想されていたことではあるが、会議開催時点で条約改正手続きに関する議定書(パリ議定書)の批准国が15か国にとどまり発効するにいたらなかった。また、慎重論を唱える英国、オーストラリア、カナダ(さらにオブザーバー参加の米国)の根回しもあって、本件については勧告の採択を含め結論を出すことは避けることとし、会議での検討結果を踏まえて今後引き続き改正案内容を検討した。さらに、次回締約国会議に報告することとなり上記作業を継続するため、オランダを中心とする「タスク・フォース(特別調査委員会)」が設置されることで決着をみた。

## 7. 採択された決議・勧告等

- 勧告 2.1 国別報告書の提出について
- 勧告 2.2 条約改正案の採択方法について
- 勧告 2.3 条約施行のための枠組み文書について
- 勧告 2.4 暫定事務局について
- 勧告 2.5 ワッデン海全域の湿地登録について
- 勧告 2.6 サハラ砂漠以南のアフリカ地域の湿地の保護と管理について
- 勧告 2.7 セネガルのジュジ国立公園の保護について
- 勧告 2.8 モーリタニアのセネガル河流域の保護地区の設置について
- 勧告 2.9 若干国の湿地保護について

## 第3回締約国会議

1. 期日 1987(昭和62)年5月28日~6月3日
2. 開催地 カナダ、レジヤイナ(Regina)
3. 議長 デニス シート氏(Dennis Sherrt)
4. 参加国及び参加者数

締約国 36 か国(締約国 43 か国のうち)	96 名
非締約国 20 か国	23 名
国際機関・国際NGO 33 団体	55 名
条約事務局(カナダ・通訳含)	44 名

## 5. 会議の主な内容

### 条約の改正

- (1)第6条の改正について:「締約国は必要なときに会議を開催する」を「締約国を設置し、少なくとも3年に1回通常会合を開催する」と改正した。締約国会議は「湿地の適正な利用等について勧告する。」を、これに加え「その他の勧告または決議を採択する。」に改正した。また、締約国会議は「会合ごとの手続規則を採択する。財政規則を定め次期財政期間の予算を採択する。」に、締約国は「全会一致の議決で採択する分担率に従って予算に係る分担金を支払う。」に改正した。このように、本会議において、締約国からの分担金制度を決めた。
- (2)第7条の改正について:「勧告は締約国の単純過半数による議決で採択する。」を「勧告、決議及び決定は、締約国の単純過半数による議決で採択する。」に改正した。

## 6. 採択された決議・勧告等

決議	事務局に関する事項の決議
決議	財政及び予算に関する事項の決議
決議	常設委員会に関する事項の決議
決議	条約改正の暫定的な履行に関する決議

- 勧告 3.1 国際的に重要な湿地を選定するための基準及び利用のためのガイドラインについて
- 勧告 3.2 渡り鳥の飛行ルートに関する更なる研究の必要性について
- 勧告 3.3 湿地の賢明な利用について
- 勧告 3.4 湿地に関して開発期間が負う責任について
- 勧告 3.5 開発期間についての事務局の役割について
- 勧告 3.6 アフリカ諸国の更なる締約国加入について
- 勧告 3.7 中央アメリカ、西インド諸島、南アメリカ諸国の更なる締約国加入について
- 勧告 3.8 ヨルダンのアズラック登録湿地の保全について
- 勧告 3.9 ラムサール登録湿地の保全について
- 勧告 3.10 アジア及び環太平洋諸国の更なる締約国加入について

## 第4回締約国会議

1. 期日 1990(平成2)年6月27日~7月4日
2. 開催地 スイス、モントルー(Montreux)
3. 議長 ピエール ゴールダン氏(Pierr Goeldin)
4. 参加国及び参加者数

締約国 56 か国 (締約国 69 か国のうち)	177 名
非締約国 23 か国	30 名
国際機関 12 団体	23 名
国際 N G O 15 団体	71 名
国内機関 14 か国 33 団体	46 名
報道機関	11 名
条約事務局	46 名

## 5. 会議の主な内容

会議では、「モニタリング手続き」と「賢明な利用」に議論が集中した。特に登録した湿地の現状をどのように把握し、以下の必要な保全・管理手法を施すかが議論された。

湿地はいずれの国においても人々の生活圏と隣接し、常に強い影響にさらされており、とりわけ湿地は影響に弱い自然といわれるだけに「モニタリング手続き」は緊急かつ重要な課題であると論議が集中した。

もう一つの提案「賢明な利用」は、近年注目されている地球規模での気候変動において、湿地の果たす役割という切り口から注目された。湿地は単に水鳥やその他の野生生物に生息地を提供するだけにとどまらない。気候の調整や大気、水系の浄化、さらに人々が生活に必要な自然資源を獲得する場にもなっている。また、湿地には、私たちの環境変容をいち早く把握する一種の指標としての役割があることも強調された。

東南アジアやアフリカからは、経済的自然資源としての湿地、例えばマングローブ材や魚類資源を獲得する対象として認め、継続的、かつ安定した状態で資源を確保するための施策の必要性が強調された。また、野生生物及び生態系の保護区域として、さらに人々のレクリエーション・エリアとして湿地を健全に活用し、維持するための保全・管理施策について討議された。

## 6. 採択された決議・勧告等

- 決議 4.1 条約第 10 条の 2、第 6 節の解釈についての決議  
 決議 4.2 締約国会議の使用言語についての決議  
 決議 4.3 湿地保全基金についての決議  
 「湿地保全基金」の設置(基金は事務局が管理し、常設委員会の承認を得て開発途上国の援助に運用する。財源は任意の拠出とし、当面は年間 1 万フランとする。)
- 決議 4.4 条約第 5 条の履行についての決議  
 決議 4.5 締約国の加入の要求についての決議
- 勧告 4.1 湿地の復元について  
 勧告 4.2 国際的に重要な湿地を選定するための基準について  
 勧告 4.3 国別報告書について  
 勧告 4.4 湿地保護区の設置について  
 勧告 4.5 教育と研修について  
 勧告 4.6 ラムサール条約登録湿地としての可能性のある湿地に関する科学的な目録  
 勧告 4.7 ラムサール条約の施行の改善のための措置について  
 勧告 4.8 ラムサール条約登録湿地の生態学的特徴の変化についての勧告について  
 勧告 4.9 締約国ごとのラムサール条約登録湿地について(各論)  
 勧告 4.10 賢明な利用の概念実施のためのガイドライン  
 勧告 4.11 国際機関との協力について  
 勧告 4.12 渡りをする種(野鳥)管理のための締約国間の協力について  
 勧告 4.13 湿地に関する多国間開発銀行の責任  
 勧告 4.14 開催国に対する謝意について

## 第 5 回締約国会議

1. 期日 1993(平成 5)年 6 月 9 日～16 日
2. 開催地 日本、釧路市
3. 議長 佐藤大七郎・東京大学名誉教授
4. 参加国及び参加者数

締約国 72 か国(締約国 77 か国のうち)	343 名	(日本 171 名を含む)
非締約国 23 か国	32 名	
国際機関 7 団体	7 名	
国際 N G O 14 団体	51 名	
海外 N G O (一国内のもの) 16 団体	39 名	
地方自治体 40 団体	124 名	
日本国内 N G O 72 団体	295 名	
条約事務局	53 名	
報道機関 76 機関	273 名	

## 5. 会議の主な内容

最初の 2 日間が全体会で、条約の施行概況、世界各国の湿地の保全状況、事務局の活動状況、今後 3 年間の作業計画及び予算等について議論を行った。

次の 2 日間は分科会に別れて、登録湿地の現状(各国の登録湿地の現状等)、湿地の賢明な利用(賢明な利用のための追加手引きの策定等)、湿地保護区の設置(保護区の管理計画策定等)、湿地保全のための国際協力(O D A (政府開発援助)への湿地保全概念の導入等)の 4 テーマについて議論が行われた。

7 日目には、「ジャパン・デー」と称して、わが国の湿地保全の状況、及び湿地に関する調査研究等が各国に紹介され、最終日に 9 の決議と 15 の勧告を採択して閉幕した。

決議 5.1 では、ラムサール条約の当面の課題を示した「釧路声明」を採択し、その中では、湿地の保全と管理の推進、湿地の賢明な利用の推進、国際協力の推進、条約に関する普及啓発の推進、についての目標が示された。

#### 6. 採択された決議・勧告等

- 決議 5.1 釧路声明及び条約の執行のための枠組みに関する決議
- 決議 5.2 財政及び予算に関する決議
- 決議 5.3 国際的に重要な湿地の登録簿への湿地の最初の登録手続き
- 決議 5.4 生態学的特徴がすでに変化しており、変化しつつありまたは変化するおそれがあるラムサール登録湿地の記録(「モントルーレコード」)
- 決議 5.5 科学技術検討委員会の設立
- 決議 5.6 湿地の賢明な利用
- 決議 5.7 ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定
- 決議 5.8 ラムサール湿地保全基金の将来における資金調達と運用
- 決議 5.9 国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準の採択
- 勧告 5.1 特定の締約国の領土内におけるラムサール登録湿地
  - 勧告 5.1.1 ギリシャのラムサール登録湿地
  - 勧告 5.1.2 ベネズエラのクアレ湿地
  - 勧告 5.1.3 ドナウ川下流域
- 勧告 5.2 条文第 3 条の解釈のための指針(「生態学的特徴及び生態学的特徴の変化」)
- 勧告 5.3 湿地の重要な特徴及び湿地の保護区に関する区域分けの必要性
- 勧告 5.4 ラムサール条約と地球環境ファシリティー及び生物多様性条約との関わり
- 勧告 5.5 多国間及び二国間の開発協力プログラムへの湿地の保全と賢明な利用の組み込み
- 勧告 5.6 ラムサール条約における N G O (非政府組織) の役割
- 勧告 5.7 国内委員会
- 勧告 5.8 湿地保護区で湿地の価値の普及啓発を促進する方法
- 勧告 5.9 魚類の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール指針の設定
- 勧告 5.10 1996 年の 25 周年記念湿地キャンペーン
- 勧告 5.11 スイスの新事務局
- 勧告 5.12 開催国への感謝
- 勧告 5.13 中南米地域におけるラムサール条約の推進と強化
- 勧告 5.14 地中海地域の湿地に関する協力
- 勧告 5.15 締約国の会合における使用言語

#### 第 6 回締約国会議

1. 期日 1996 (平成 8) 年 3 月 19 日 ~ 27 日
2. 開催地 オーストラリア、プリズベン市
3. 議長 ピーター ブリッジウォーター氏(オーストラリア自然保護庁長官)
4. 参加国及び参加者数
 

締約国	91 か国	270 名
非締約国	32 か国	57 名
国際機関	12 機関	22 名
その他 N G O 等		約 100 名(報道、条約事務局関係者を含む)

## 5. 会議の主な内容

## (1) 「1997-2002 年戦略計画」

条約の中期計画目標として「1997-2002 年戦略計画」が採択され、条約履行にかかる必要な行動計画が整備されるとともに、2002 年までに締約国数を 120 か国にするなど具体的な目標が示された。

## (2) 魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準

ラムサール条約の登録湿地の選定基準として、それまでの 代表的・独特な湿地の基準、動植物による基準、水鳥の個体数による基準に加え、新たに「魚類による基準」が追加された。

## (3) ブリスベン・イニシアチブ

日本環境庁とオーストラリア自然保護庁（現オーストラリア環境省）との共同提案による「東アジア～オーストラリア地域の渡りルート沿いの登録湿地のネットワークの構築に関する勧告（ブリスベン・イニシアチブ）」が採択され、同地域における水鳥の種類群ごとのネットワークの構築が支持された。

## 6. 採択された決議・勧告

決議. .1*	登録湿地の生態学的特徴の変化の実施のための定義と生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、及びモントルーレコードの運用のためのガイドライン
決議. .2	魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準の採択
決議. .3	国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準とガイドラインの見直し
決議. .4	水鳥に基づく特定基準を運用するための推定個体数の採択
決議. .5	ラムサール分類体系の中の湿地タイプへの地下カルスト湿地の追加
決議. .6	湿地保全基金
決議. .7	科学技術検討委員会
決議. .8	事務局長に関する事項
決議. .9	生物多様性条約との協力
決議. .10	地球環境ファシリティ（GEF）とその実施機関 世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）との協力
決議. .11	締約国会議の決議勧告の整理統合
決議. .12	国内湿地目録及び登録候補地
決議. .13	ラムサール登録湿地に関する情報の提出
決議. .14	ラムサール条約 25 周年記念声明及び <sup>r</sup> 「1997-2002 年戦略計画」と 1997-1999 年事務局作業計画
決議. .15	第 7 回締約国会議からの手続き規則の改正
決議. .16	加盟の手続き
決議. .17	財政と予算に関する事項
決議. .18	ラムサール湿地保全賞の創設
決議. .19	教育と普及啓発
決議. .20	オーストラリア政府及びオーストラリアの人々への感謝
決議. .21	湿地の現状に関する評価と報告
決議. .22	ラムサール条約事務局移転の検討
決議. .23	ラムサールと水
勧告 6.1	泥炭地の保全
勧告 6.2	環境影響評価
勧告 6.3	ラムサール湿地管理への地域住民及び先住民の参加
勧告 6.4	東アジア～オーストラリア地域の渡りルート沿い登録湿地のネットワーク

\* 本会議より、決議に対する表記の仕方が変更になった。

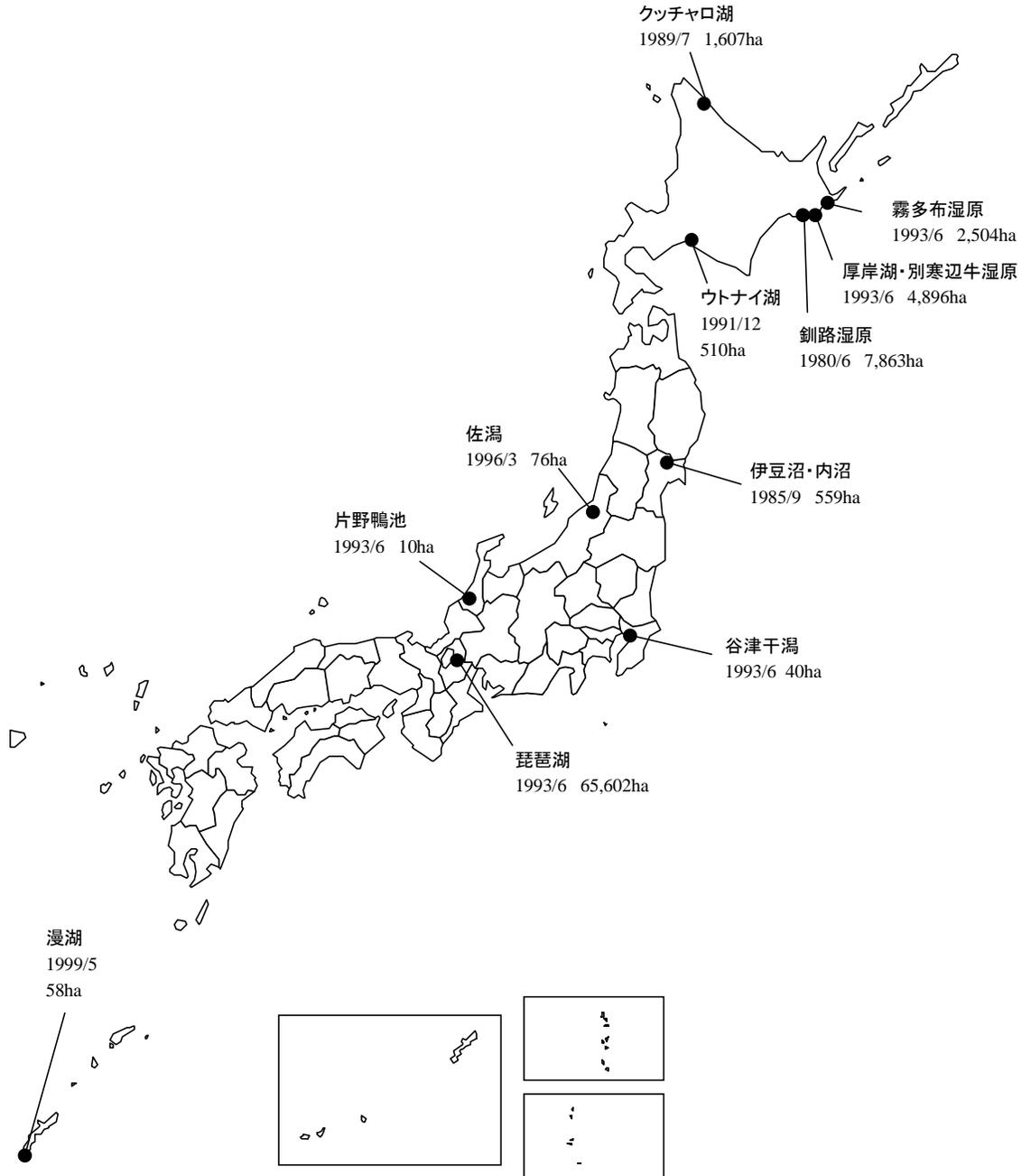
- の構築（ブリズベン・イニシアチブ：日豪共同提案）
- 勧告 6.5 さらなる湿地管理者研修プログラムの確立
  - 勧告 6.6 地域に根ざしたラムサール連絡担当官の設置
  - 勧告 6.7. サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用
  - 勧告 6.8 沿岸域の戦略計画策定
  - 勧告 6.9 国家湿地政策の策定と実施のための枠組み
  - 勧告 6.10 湿地の経済評価に関する協力の促進
  - 勧告 6.11 地中海の湿地のための協力の継続
  - 勧告 6.12 私的公的資金による活動における保全及び賢明な利用
  - 勧告 6.13 ラムサール登録湿地及びその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン
  - 勧告.6.14 有毒化学物質
  - 勧告.6.15 湿地の復元
  - 勧告.6.16 二国間と多国間開発協力プログラムにおける湿地の保全と賢明な利用
  - 勧告.6.17 特定の締約国のラムサール登録湿地
  - 勧告.6.17.1 ギリシャのラムサール登録湿地
  - 勧告.6.17.2 パラカス国立保護区とペルーの湿地保全国家戦略
  - 勧告.6.17.3 ヨルダンのアズラック・オアシス
  - 勧告.6.17.4 オーストラリアの登録湿地
  - 勧告.6.17.5 ドナウ川下流域
  - 勧告.6.18 太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用

## 日本のラムサール条約登録湿地一覧表

登録湿地名	所在地	登録年月日	面積(ha)	湿地のタイプ	保護の形態	湿地の概要
釧路湿原	北海道 釧路市、 釧路町、 標茶町、 鶴居村	昭和 55. 6. 17	7,863	泥炭地 淡水湖沼 河川	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・国立公園特別保護地 区・特別地域 ・国指定天然記念物	湿原の80%はヨシ・スゲ群落とハンノキ林 によって特徴づけられる低層湿原が占める。 また、ミスゴケが生育する高層湿原もわずか ではあるが分布する。カモ類をはじめハク チョウ類の越冬地、渡りの中継地であり、タン チョウの主な繁殖地でもある。さらにシマフ クロウ、オジロワシ、オオワシ等の大型鳥類 なども生息する。
伊豆沼・内沼	宮城県 若柳町、 築館町、 迫町	昭和 60. 9. 13	559	淡水湖沼 水田 湖沼岸の低湿地	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・宮城県自然環境保全 地域	水深1m、マコモ、ヨシ等の挺水植物群落、 ハス、ヒシ、ヒルムシロ等の水生植物が繁茂 する淡水湖沼である。マガン、ヒシクイ、マ ガモ等有数のガンカモ類の越冬地であり、ハ クチョウ等30種以上の野鳥が生息する。
クッチャロ湖	北海道 浜頓別町	平成 元. 7. 6	1,607	淡水湖 湖岸 河川流域の低湿地	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・道立自然公園特別地 域	周囲27km、海岸砂丘地と海と隔てられたオ ホーツク海岸線最大の海跡湖である。寒地性 の水生植物マリモが分布する。冬期、シベリ アから南下するハクチョウ類、ガンカモ類の 最初の渡来地である。特に、コハクチョウは 日本で越冬するほとんどの数、約1万羽がこ の湖を経由する。
ウトナイ湖	北海道 苫小牧市	平成 3.12.12	510	淡水湖 湖岸 河川流域の低湿地	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・苫小牧市自然環境 保全地区	周囲17kmの淡水・海跡湖である。湖岸水辺 にヨシ、スゲ、マコモ、フトイ等の挺水植物 群が分布し、湖岸を落葉広葉樹が占める。渡 り鳥の我が国固有数の中継地で、ハクチョウ 類、ガンカモ類が数千羽飛来し、繁殖する鳥 類は250種以上である。
霧多布湿原	北海道 浜中町	平成 5. 6. 10	2,504	泥炭地 汽水湖	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・道立自然公園特別地 域	ミスゴケ泥炭地を基盤とする高層湿原と 沼からなる。オオハクチョウ、ヒシクイ等ガ ンカモ、ハクチョウ類が多数渡来する。また、 タンチョウの繁殖地も分布する。
厚岸湖・別寒辺 牛湿原	北海道 厚岸町	平成 5. 6. 10	4,896	汽水湖 低湿地 河川	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・道立自然公園特別地 域(一部)	厚岸湖とそれに流入する別寒辺牛川周辺 のヨシ・スゲを中心とする低層湿原である。 ガンカモ、ハクチョウ類が渡来し、タンチ ョウの繁殖地も分布する。
谷津干潟	千葉県 習志野市	平成 5. 6. 10	40	泥質干潟	・国設鳥獣保護区特別 保護地区	東京湾奥部に位置する干潟である。全国で も有数のシギ・チドリ類の渡来地である。
片野鴨池	石川県 加賀市	平成 5. 6. 10	10	池 低湿地 水田	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・国定公園特別地域	池及び水田からなり、周辺は樹林帯であ る。マガン、ヒシクイ、マガモ、トモエガモ等 のガンカモ類が渡来する。
琵琶湖	滋賀県 大津市、 他20市町	平成 5. 6. 10	65,602	淡水湖 低湿地	・県設鳥獣保護区 ・国定公園特別地域・ 湖沼水質保全特別措置 法指定湖沼	我が国最大の湖沼で、70種を超える水生植 物が生育する。魚類はホンモロコ、ニゴロブ ナ等11種の固有種を含め53種が生息する。毎 冬、コハクチョウ、ヒシクイ等4万羽を超える 水鳥類が渡来する。
佐潟	新潟県 新潟市、 巻町	平成 8. 3. 23	76	淡水湖	・国設鳥獣保護区 ・国定公園特別地域・ 都市計画佐潟公園区域	砂丘の形成期に砂丘間の凹部にできた湖 で、地下水の湧水によって維持されている。 ハクチョウ類、オオヒシクイ等の多くのガン カモ類の有数の集団渡来地である。
漫湖	沖縄県 那覇市、 豊見城村	平成 11. 5. 15	58	河口干潟	・国設鳥獣保護区特別 保護地区	国場川と饒波川の合流点に広がる河口湖 であり、干潮時に大規模な干潟が出現する。 マングローブ林は沖縄本島でも有数。

# 日本のラムサール条約登録湿地

(2000年3月現在)



## 索引

決議	.1	ラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務.....	6
決議	.2	科学技術検討委員会の構成及び運営.....	9
決議	.3	国際的団体とのパートナーシップ.....	12
決議	.4	整合性のある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携.....	13
決議	.5	ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金(SGF)に対する批判的評価及びその将来的運用.....	15
決議	.6	国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン.....	17
決議	.7	湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン.....	19
決議	.8	湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン.....	20
付属書		湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン.....	23
		Ⅰ. はじめに.....	23
		Ⅱ. 参加型管理の事例研究から得られた知見の要約.....	24
		Ⅲ. 地域住民及び先住民の参加.....	27
		Ⅳ. 地域住民及び先住民の参加度合いを測る.....	28
		Ⅴ. 参加型管理プロセスの審査.....	30
決議	.9	1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム.....	32
付属書		1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム：ラムサール条約の施行を支えるための広報、教育、普及啓発促進活動.....	34
		普及啓発プログラムの目標と根拠.....	35
		i. 課題の定義.....	35
		ii. 目標.....	35
		iii. 普及啓発プログラムの根拠.....	35
		iv. 普及啓発プログラムについて.....	36
		v. 対象グループの特定.....	36
		関係者.....	36
		i. 締約国.....	37
		ii. 条約事務局（ラムサール条約事務局）.....	37
		iii. 条約の国際団体パートナー.....	37
		iv. 地域N G O及び全国規模N G O.....	37
		v. 地元の利害関係者.....	37
		vi. 援助機関及び協賛者.....	38
		行動のための手段と枠組み.....	38
		i. 必要性、能力及び機会の検討.....	38
		ii. 行動計画策定過程.....	39
		iii. 関係者間の情報伝達.....	40
		iv. キャンペーン.....	42
		v. 参考資料の共有.....	43
		vi. 学校教育及び研修.....	44
		vii. 教育・普及啓発センター.....	44
添付文書		普及啓発プログラムの優先的对象グループ.....	46

	添付文書 湿地リンクインターナショナル.....	52
決議 .10	湿地リスク評価の枠組み.....	54
付属書	湿地リスク評価の枠組み.....	56
	はじめに.....	56
	生態学的特徴の変化の種類.....	56
	湿地リスク評価.....	57
	早期警戒指標.....	59
	早期警戒指標の理想的属性.....	60
	早期警戒指標例.....	61
	迅速反応毒性試験.....	61
	早期警戒実地試験.....	62
	迅速評価.....	63
	早期警戒指標の反応度.....	64
決議 .11	国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン.....	65
付属書	ラムサール条約(1971年にイランのラムサールにて採択)の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン.....	67
	はじめに.....	68
	II. 国際的に重要な湿地のリストに関するビジョン、目標、短期目標.....	68
	ラムサール条約登録湿地リストに対するビジョン.....	69
	登録湿地リストの目標.....	69
	2005年までの短期目標.....	70
	III. 国際的に重要な湿地とラムサール条約における賢明な利用原則.....	71
	IV. ラムサール条約の下で優先的に登録湿地に指定する湿地を選定するための体系的な方法に関するガイドライン.....	72
	IV.1 カルスト等の地下水文系を国際的に重要な湿地として選定し及び指定するためのガイドライン.....	76
	V. 国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガイドライン.....	78
	湿地グループA 代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地	
	基準1 代表的、希少または固有な湿地タイプに関する選定基準.....	78
	湿地グループB 生物多様性の保全に重要な湿地	
	基準2、3、4 種及び生態学的群集に基づく選定基準.....	79
	基準5、6、水鳥に基づく特定基準.....	81
	基準7、8、魚類に基づく特定基準.....	83
	添付文書A ラムサール条約における「湿地」の定義、湿地分類法...	85
	添付文書B 戦略的枠組み用語集.....	100
	添付文書C ラムサール登録湿地情報票.....	108
	添付文書D 参考文献.....	
決議 .12	国際的に重要な湿地のリストの登録湿地：特定の締約国領土内にある特定湿地の状況を含めた、それらの公式記載、保全状況、管理計画.....	109

決議	.13	カルスト等の地下水文系を、国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン	114
決議	.14	侵入種と湿地	115
決議	.15	賢明な利用原則の適用を促進する奨励措置	118
決議	.16	ラムサール条約と影響評価：戦略・環境・社会的影響評価	120
決議	.17	湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元	122
付属書		湿地の復元と機能回復：復元と機能回復のプログラムやプロジェクトにおいて検討すべき諸要素	124
決議	.18	河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン	126
付属書		河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン	128
		はじめに	128
		制度的枠組み	129
		水の管理における湿地の役割の評価と強化	134
		土地利用と開発プロジェクトが湿地とその生物多様性に及ぼす影響を最小限にする	136
		湿地維持のため自然な水の循環を維持する	139
		国際協力	141
決議	.19	ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン	143
決議	.20	湿地目録の優先順位	145
決議	.21	潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進	147
決議	.22	地中海湿地のための協力機構	149
決議	.23	ラムサール登録湿地の境界変更と湿地生息環境の補償に関する問題	151
決議	.24	失われた湿地生息地等の機能の補償	153
決議	.25	湿地における環境の質の測定	155
決議	.26	西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンターの創設	156
決議	.27	条約の2000 - 2002年作業計画	157
付属書		ラムサール条約2000 - 2002年作業計画	160
		総合目標1: 条約の加盟国を世界中に広げる	160
		総合目標2: 条約の賢明な利用ガイドラインを実施し、さらに発展させることによって、湿地の賢明な利用を達成する	160
		総合目標3: 世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める	168
		総合目標4: 湿地の保全と賢明な利用を達成するため、各締約国の関係機関の能力向上を図る	171
		総合目標5: すべてのラムサール条約登録湿地の保全を確実なものとする	173
		総合目標6: 条約の選定基準に合致する湿地、特にまだ十分登録されていないタイプの湿地、そして国境をまたぐ湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録する	177
		総合目標7: 他の条約や政府またはNGO機関と協力して、湿地の保全及び賢明な利用のための国際協力と財源確保を促進する	180

	総合目標 8: 条約にとって必要となる制度上の仕組みと資源を提供する.....	186
決議 .28	財政及び予算.....	190
決議 .29	開催国への感謝.....	193
決議 .30	ラムサール条約におけるユーゴスラビアの扱い.....	194
勧告 7.1	泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画.....	195
付属書	「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」草案.....	197
	序文.....	197
	1999年ワークショップの目的.....	198
	行動計画の協力機関.....	198
	主要な問題と機会.....	198
	機会 1: 泥炭地に関する言葉の定義を理解すること.....	199
	機会 2: 世界の泥炭地及び湿原のデータベース.....	199
	機会 3: 世界的な泥炭地モニタリング及び普及啓発計画.....	200
	機会 4: 賢明な利用の概念を理解し標準化すること.....	201
	機会 5: 政策及び立法上の手段を用いること.....	201
	機会 6: 国及び地域の泥炭地管理ガイドライン.....	201
	機会 7: 研究と協力のネットワーク及び情報センター.....	202
	機会 8: 計画と研究の優先順位の明確化.....	203
	参考資料.....	204
勧告 7.2	小島嶼開発途上国、島嶼湿地生態系、ラムサール条約.....	206
勧告 7.3	アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力.....	209
勧告 7.4	未来の湿地イニシアチブ.....	211
	ラムサール条約第7回締約国会議の概要.....	223
	1. 審議の経過.....	223
	2. 主な決議、勧告等の内容.....	223
	3. その他の成果.....	223
	4. 今次締約国会議の総括.....	224
	東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークの立ち上げ及び漫湖のラムサール条約湿地登録.....	225
	アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の概要.....	227
	背景.....	227
	概要.....	227
	ネットワークと活動計画.....	227
	ネットワークの仕組み.....	228
	渡り性水鳥保全戦略機構図.....	228
	アジア・太平洋地域和知理性水鳥保全戦略概念図.....	229
	水鳥ネットワーク一覧(アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づく重要生息地ネットワーク参加地).....	230
	過去の締約国会議の概要.....	235
	第1回締約国会議.....	235
	第2回締約国会議.....	235
	第3回締約国会議.....	236
	第4回締約国会議.....	237
	第5回締約国会議.....	238
	第6回締約国会議.....	239
	日本のラムサール条約登録湿地.....	242

ラムサール条約第7回締約国会議の記録

総合監修 小林聡史 東梅貞義 中尾文子

監修 小林聡史 伊藤よしの 中尾文子 安藤慶子 馬淵亮 東梅貞義  
松井香里 佐々木美貴 奥野律子 新庄久志 木村俊宏 佐藤奈保子

編集 東梅貞義 斉藤陽子

翻訳 辻麻里子 斉藤陽子 平野由紀子

発行者 環境庁自然保護局

発行日 2000年3月